平成30年度
男女共同参画基本計画
事業実施状況報告書

姶　良　市

【目次】

1.男女共同参画事業の評価について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

2.姶良市男女共同参画基本計画の推進体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

3.評価について ・・ 5

①評価の流れ
②一次評価調査方法
③調査(配慮)項目
④評価基準
⑤集計方法
⑥その他

4.評価結果 ・・ 8

①一次評価ごと件数及び割合
②二次評価ごと件数及び割合
③所管課ごと一次評価件数及び割合
④配慮項目ごと評価件数及び割合
⑤重点項目ごとの各調査結果
【重点項目1】男女共同参画社会について、あらゆる場における教育の推進 ・・・・・・・・・・・・・・ 14
【重点項目2】男女共同参画社会の形成を阻害する制度・慣行の見直し ・・・・・・・・・・・・・ 20
【重点項目3】女性の人権を侵害するあらゆる暴力の防止、救済に向けた環境の整備 ・・・・・ 23
【重点項目4】男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援 ・・・・・ 34
【重点項目5】生活上の困難や課題をかかえる人々が安心して暮らせるための男女共同参画の視点に立った環境の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
【重点項目6】仕事と生活の調和を図るための男女共同参画の視点に立った環境の整備 ・・ 46
【重点項目7】政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
【重点項目8】男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
【重点項目9】男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・60

1. 男女共同参画事業の評価について

姶良市では、平成25年3月、姶良市男女共同参画基本計画を策定し、男女共同参画社会実現のためさらなる取り組みを始めました。

姶良市男女共同参画推進条例の6つの基本目標をもとに、重点的に取り組むこととして9つの項目を掲げ、各事業が実施されています。

姶良市男女共同参画推進条例の6つの基本理念

〇男女の人権の尊重
〇社会における制度又は慣行についての配慮
〇施策・方針の立案及び決定への共同参画
〇家庭生活における活動と他の活動の両立
〇性と生殖に関する健康・権利の支援
〇国際的協調

《重点的に取り組むこと》

1. 男女共同参画社会についてあらゆる場における教育・学習の推進
2. 男女共同参画社会の形成を阻害する制度・慣行の見直し
3. 女性の人権を侵略するあらゆる暴力の防止、救済に向けた環境の整備
4. 男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援
5. 生活上の困難や課題をかかえる人々が安心して暮らせるための男女共同参画の視点に立った環境の整備
6. 仕事と生活の調和を図るための男女共同参画の視点に立った環境の整備
7. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
8. 男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の推進
9. 男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備

この計画の期間は、平成25年度から平成30年度までの6年間となっていますが、社会情勢の変化や計画の進捗状況の変化に応じ、必要な見直しを行うとしています。平成26年度には、庁舎内の組織編制が行われたため、担当課の変更を行いました。

計画では、姶良市男女共同参画推進条例第11条にのっとり、各所管課における事業の進捗状況を確認・把握するため報告書を作成し、公表します。

また、進行管理をするための組織を設置し、計画の実施状況の把握や点検を継続的に行うこととしています。
計画の進行管理をするための組織として、庁内管理監督職級職員を委員として構成する「姶良市男女共同参画推進委員会」と男女共同参画に関する識見を有する庁外の方で構成される「姶良市男女共同参画審議会」を設置し、前年度実施した男女共同参画事業の評価を行います。

2. 姶良市男女共同参画基本計画の推進体制

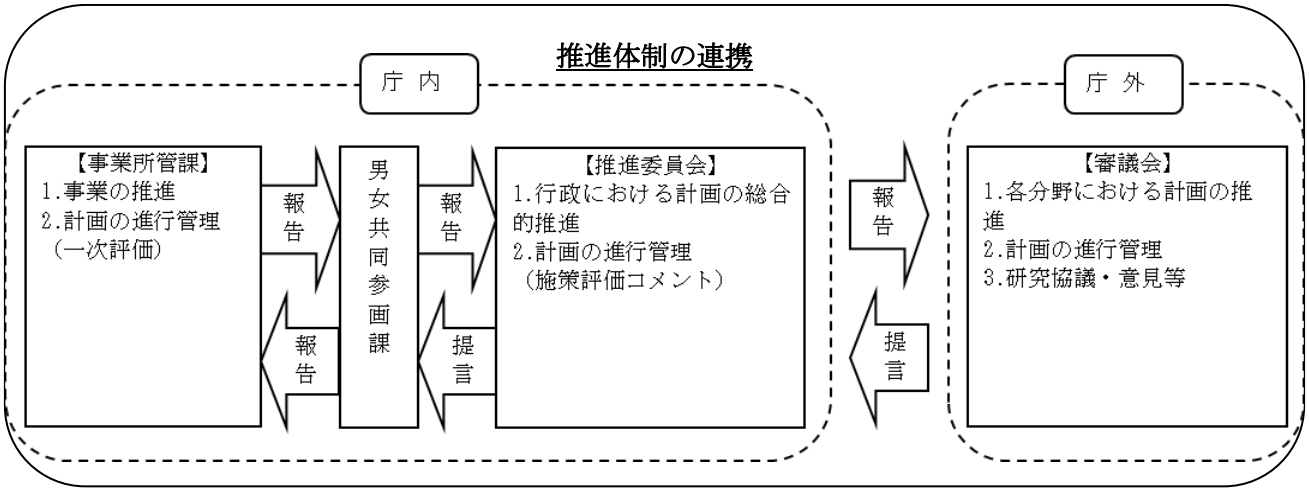

3. 評価について

① 評価の流れ

(1)一次評価

一次評価とは、所管課が平成30年度に行った事業を自己評価したものです。事業総数は 230、所管課総数は 29 課となっています。

(2)二次評価

一次評価を基に、男女共同参画課が事業ごとの評価をしたものです。

※1 つの事業に対し、複数の課が担当となっている事業があるために実施している。

(3)三次評価

三次評価とは、平成30年度事業実績について、重点的に取り組むことの項目ごとに男女共同参画推進委員会に諮ったものです。男女共同参画推進委員会は、副市長を委員長とし、教育長、各支所長、各部長、各事務局長で構成されています。

(4)外部評価

外部評価とは、平成30年度実績について、重点的に取り組みことの項目ごとに男女共同参画審議会で提言を行ったものです。男女共同参画計画事業の良否に関する判断ではなく、庁内による評価結果に関し、事務評価に対する多角的視点を高めるため、市民で構成する男女共同参画審議会に報告し、意見などをいただいています。

男女共同参画審議会は、男女共同参画に関する識見を有する方10名、公募委員2名の計12名（令和元年8月1日現在）で構成され、任期は令和2年11月7日までとなっています。

② 一次評価調査方法

実施状況を調査する方法については、所管課に次ページの回答様式を配布し、事業実施時に配慮項目について配慮できたかどうかを評価してもらいました。なお所管課の入力箇所は、回答様式の灰色で塗りつぶされている箇所です。一次評価については、所管課が入力した配慮項目の評価を基に自動で算出できるよう回答様式を作成しております。

また1つの事業を複数の課が担当している事業については、その一次評価および回答内容を基に二次評価を行いました。

調査実施年度	29	姶良市男女共同参画 推進施策進行管理票	課名	男女共同参画課	係名	男女共同参画係
対象年度	28		担当者	高松	連絡先	269
重点項目	男女共同参画社会についてあらゆる場における教育・学習の推進					
男女共同参画 事業名	1	男女共同参画社会づくりに向けた広報・啓発活動の推進			基本計画 掲載ページ	18
事業概要	男女共同参画社会の形成の阻害要因である固定的性別役割分担意識に焦点をあて、男女共同参画についての理解を深めるための研修、講座の開催等広報・啓発活動を積極的に行います。その際、対象によって関心のあるテーマで行うよう関係各課と連携して取り組みます。特に、男性や若い世代、子どもを対象とした取り組みの強化に努めます。					
事業の具体的な 実施内容	広報紙への男女共同参画に関する記事の掲載や県男女共同参画基礎講座の周知、メディア・リテラシー講座（対象:市内中学1年生）の実施、デートDV防止講座（対象:市内中学3年生）の実施、男女共同参画に関する職員研修の実施。					

担当課回答欄

①上記事業を実施しましたか。（『2.いいえ』の場合は③へ進んでください。） 1

1.はい　2.いいえ

②上記事業の実施にあたり、次の項目（暗転していない項目のみ）について配慮できたかどうか評価をお願いします。

A.配慮できた。　B.どちらかというと配慮できていた。　C.どちらかというと配慮できなかった。　D.配慮できなかった。

項目No.	配慮内容	評価
1	審議会や関係機関との協議など事業に関する意思決定するときのメンバー選考については、性別に限らず、多様なメンバーで構成されるよう努めた。	B
2	事業を実施するときには、近年の家族形態や生活スタイルの多様化を考慮した。	A
3	事業を実施するときには、性別に対する固定観念が反映されないよう、また性別に基づく偏見を助長することがないように注意を払った。（性別に対する固定概念とは、「男性だから〇〇」「女性だから△△」など性別を基準とした考え方のこと。）	A
4	事業を実施するときには、男性女性どちらでも利用しやすいような実施環境（日時や託児、情報提供など）を整えた。	
5	事業の対象者に対して、市や県、関係機関などが実施する男女共同参画についての研修や男女共同参画に関する事業などへの参加を促した。	C
6	事業の対象者に対して、アンケート調査や意見交換などを行い、男女共同参画の意識についての現状把握を行った。	A
7	事業の実施に関わる外部の人材や委託先に対して、男女共同参画の推進に影響を及ぼす事項については配慮を行うよう要請した。	C
8	事業を広報するとき（案内文書や資料を作成するとき、また広報誌やホームページを作成するときなど）は、性別による固定観念が含まれていないか、また固定的な性別役割分担意識を助長するような内容になっていないか、DVやセクハラなど人権問題に抵触していないかなど、その表現について注意を払った。	A

評価点					点数	24 / 28	達成率		この事業の一次評価	A
	A評価	4	C評価	2			86	%		
	B評価	3	D評価	1	評価項目数	7				

③①で『2.いいえ』を選んだ場合、その理由を教えてください。
（『2.実施内容を変更した』を選んだ場合は、【備考】欄に変更内容を記載後、変更後の内容について上記②をお答えください。）

1.該当の事例がなく、できなかった。　2.実施内容を変更した。　3.そもそも事業がなかった。
4.その他（詳細は備考欄にご記入ください。）

④事業の担当者は、市や県、関係機関などが実施する男女共同参画の研修や関連する事業などに参加されましたか。 1

1.はい　2.いいえ

【備考】事業実施内容の変更や廃止、担当部署の変更などありましたら、こちらにご記入ください。

③ 配慮（調査）項目

配慮（調査）項目については、次のとおりです。なお配慮項目数については、事業内容と関わりがある項目のみ評価を依頼しているため、事業によって異なります。

（1）審議会や関係機関との協議など事業に関する意思決定をするときのメンバー選考については、性別に限らず、多様なメンバーで構成されるよう努めた。

（2）事業の対象者を決めるときは、近年の家族形態や生活スタイルの多様化を考慮した。

（3）事業を実施するときには、男女のニーズの違いに配慮し、性別に対する固定観念が反映されないよう、また性別に基づく偏見を助長することがないように注意を払った。（性別に対する固定概念とは、「男性だから〇〇」「女性だから△△」など性別を基準とした考え方のこと。）

（4）事業を実施するときには、男性女性どちらでも利用しやすいような実施環境（日時や託児、情報提供など）を整えた。

（5）事業の対象者に対して、市や県、関係機関などが実施する男女共同参画についての研修や男女共同参画に関する事業などへの参加を促した。

（6）事業の対象者に対して、アンケート調査や意見交換などを行い、男女共同参画の意識についての現状把握を行った。

（7）事業の実施に関わる外部の人材や委託先に対して、男女共同参画の推進に影響を及ぼす事項については配慮を行うよう要請した。

（8）事業を広報するとき（案内文書や資料を作成するとき、また広報紙やホームページを作成するときなど）は、性別による固定観念が含まれていないか、また固定的な性別役割分担意識を助長するような内容になっていないか、DVやセクハラなど人権問題に抵触していないかなど、その表現について注意を払った。

④ 評価基準

（1）評価基準は、次のとおりです。

項目	評価内容
A	配慮できた。
B	どちらかというと配慮できた。
C	どちらかというと配慮できなかった。
D	配慮できなかった。

（2）各評価の点数（評価点）は、次のとおりです。

評価	点数
A	4
B	3
C	2
D	1

（3）当該事業の一次評価の目安は、次のとおりです。

配慮できた割合	一次評価
75%以上	A
50%以上 75%未満	B
25%以上 50%未満	C
25%未満	D

※配慮できた割合とは、事業実施にあたり、該当する配慮項目について、どのぐらい配慮できたか数値化したもの。該当する配慮項目の評価点の合計を、評価がすべて A 評価だった場合の評価点の合計で割ることで算出している。

例）該当する配慮項目数が 7 つで、うち A 評価が 2、B 評価が 3、C 評価 2 だった場合。

該当する配慮項目の評価点は、A 評価 8 点（4 点×2）、B 評価（3 点×3）、C 評価（2 点×2）のため、評価点の合計は、21 点となる。該当する配慮項目すべてが A 評価であれば、評価点の合計は 28 点となるため、配慮できた割合は、75%（21 点÷28 点×100）となる。上記表より、配慮できた割合が 75%以上は A であることから、当該事業の一次評価は、『A』評価となる。

⑤ 集計方法

所管課からの回答を元に次の項目に基づいて集計し、表及びグラフを作成・分析しました。

（1）一次評価ごとの件数及び割合

（2）二次評価ごとの件数及び割合

（1）および（2）については、姶良市男女共同参画基本計画の全体的な取組状況を把握することを目的とする。

（3）所管課ごとの一次評価件数及び割合

所管課の取組状況を把握することを目的とする。

（4）配慮項目ごとの評価件数及び割合

取組が進んでいる配慮項目、また取組強化を図る必要がある配慮項目を把握することを目的とする。

（5）重点項目ごとの評価件数及び割合

取組が進んでいる重点項目、また取組強化を図る必要がある重点項目を把握することを目的とする。

（6）重点項目ごとの配慮項目評価件数及び割合

取組が進んでいる配慮項目、また取組強化を図る必要がある配慮項目を重点項目ごとに把握することを目的とする。

（7）重点項目ごと事業ごと評価一覧

事業ごとの実施状況を把握することを目的とする。

（8）重点項目ごと事業ごと未実施理由一覧

未実施事業の理由を把握することを目的とする。

⑥ その他

三次評価や外部評価については、重点的に取り組むことの項目ごとに記載してあります。

回答の構成比は小数点以下を四捨五入しているため、合計は必ずしも 100%にはなりません。

4. 評価結果

① 一次評価ごと件数及び割合

A評価が30年度は87%になり、前年度並みの水準を維持しています。

	H28		H29		H30	
評価	件数	割合	件数	割合	件数	割合
A	258	82%	278	87%	280	87%
B	28	9%	14	4%	12	4%
C	0	0%	0	0%	0	0%
D	0	0%	0	0%	0	0%
未実施	27	9%	28	9%	29	9%
計	313	-	320	-	321	-

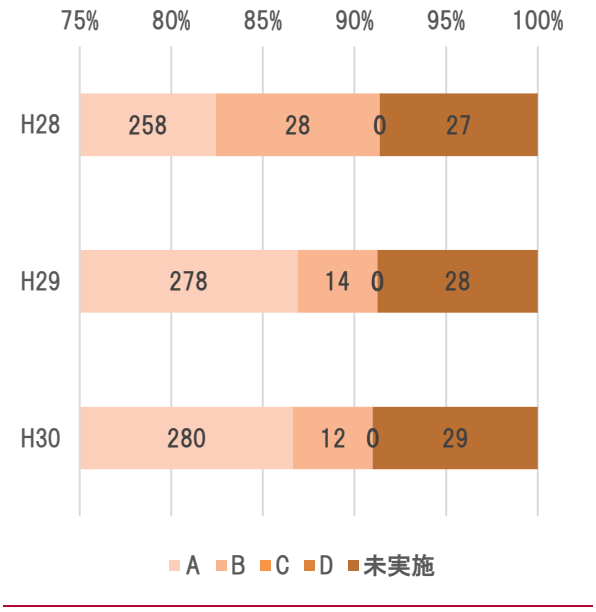

② 二次評価ごと件数及び割合

A評価が29年度の90%から30年度は88%になり、2%減少しました。

	H28		H29		H30	
評価	件数	件数	件数	割合	件数	割合
A	191	86%	207	90%	202	88%
B	17	8%	5	2%	7	3%
C	0	0%	0	0%	0	0%
D	0	0%	0	0%	0	0%
未実施	15	7%	16	7%	21	9%
計	223	-	228	-	230	-

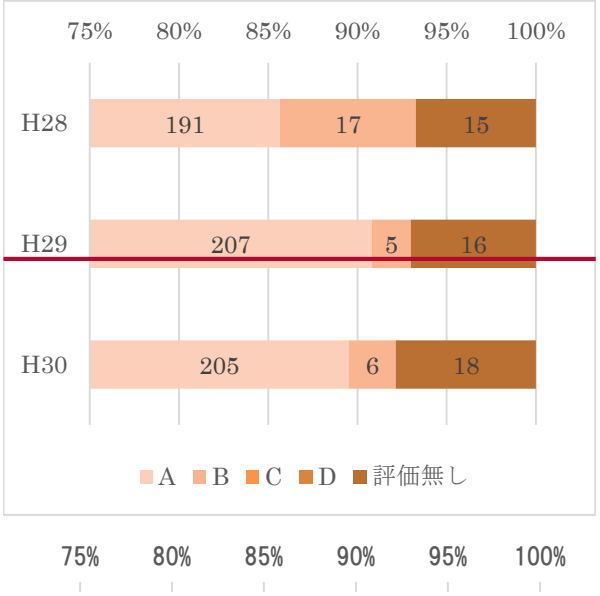

※未実施、事例無しなどによって評価できなかった事業については、事業ごと評価一覧では N と表記した。

③ 所管課ごと一次評価件数及び割合

課名	評価	A	B	C	D	未実施	計
学校教育課	件数	19	0	0	0	0	19
	割合	100%	0%	0%	0%	0%	－
	H29 割合	100%	0%	0%	0%	0%	－
企画政策課	件数	0	1	0	0	0	1
	割合	0%	100%	0%	0%	0%	－
	H29 割合	100%	0%	0%	0%	0%	－
危機管理課	件数	5	0	0	0	0	5
	割合	100%	0%	0%	0%	0%	－
	H29 割合	100%	0%	0%	0%	0%	－
教育総務課	件数	2	0	0	0	0	2
	割合	100%	0%	0%	0%	0%	－
	H29 割合	100%	0%	0%	0%	0%	－
健康増進課	件数	23	5	0	0	2	30
	割合	77%	17%	0%	0%	6%	－
	H29 割合	70%	23%	0%	0%	7%	－
建築住宅課	件数	0	0	0	0	1	1
	割合	0%	0%	0%	0%	100%	－
	H29 割合	100%	0%	0%	0%	0%	－
工事監査課	件数	0	1	0	0	0	1
	割合	0%	100%	0%	0%	0%	－
	H29 割合	0%	100%	0%	0%	0%	－
行政管理課	件数	1	0	0	0	0	1
	割合	100%	0%	0%	0%	0	－
	H29 割合	0%	0%	0%	0%	100%	－
子ども政策課	件数	11	0	0	0	0	11
	割合	100%	0%	0%	0%	0%	－
	H29 割合	100%	0%	0%	0%	0%	－
子育て支援課	件数	25	0	0	0	1	26
	割合	96%	0%	0%	0%	4%	－
	H29 割合	96%	0%	0%	0%	4%	－
市民課	件数	1	0	0	0	0	1
	割合	100%	0%	0%	0%	0%	－
	H29 割合	100%	0%	0%	0%	0%	－
社会教育課	件数	18	0	0	0	0	18
	割合	100%	0%	0%	0%	0%	－
	H29 割合	100%	0%	0%	0%	0%	－

課名	評価	A	B	C	D	未実施	計
社会福祉課	件数	12	0	0	0	0	12
	割合	100%	0%	0%	0%	0%	－
	H29 割合	92%	8%	0%	0%	0%	－
商工観光課	件数	8	0	0	0	0	8
	割合	0%	0%	0%	0%	0%	－
	H29 割合	100%	0%	0%	0%	0%	－
消防警防課	件数	1	0	0	0	0	1
	割合	100%	0%	0%	0%	0%	－
	H29 割合	100%	0%	0%	0%	0%	－
消防総務課	件数	1	0	0	0	0	1
	割合	100%	0%	0%	0%	0%	－
	H29 割合	100%	0%	0%	0%	0%	－
図書館	件数	4	0	0	0	0	4
	割合	100%	0%	0%	0%	0%	－
	H29 割合	100%	0%	0%	0%	0%	－
生活環境課	件数	1	0	0	0	0	1
	割合	100%	0%	0%	0%	0%	－
	H29 割合	100%	0%	0%	0%	0%	－
税務課	件数	2	0	0	0	0	2
	割合	100%	0%	0%	0%	0%	－
	H29 割合	100%	0%	0%	0%	0%	－
総務課	件数	6	0	0	0	1	7
	割合	86%	0%	0%	0%	14%	－
	H29 割合	100%	0%	0%	0%	0%	－
男女共同参画課	件数	103	0	0	0	15	118
	割合	87%	0%	0%	0%	13%	－
	H29 割合	88%	0%	0%	0%	12%	－
地域政策課	件数	3	2	0	0	2	7
	割合	43%	29%	0%	0%	29%	－
	H29 割合	43%	29%	0%	0%	29%	－
長寿･障害福祉課	件数	10	0	0	0	1	11
	割合	91%	0%	0%	0%	9%	－
	H29 割合	92%	0%	0%	0%	8%	－
都市計画課	件数	1	2	0	0	0	3
	割合	33%	67%	0%	0%	0%	－
	H29 割合	33%	67%	0%	0%	0%	－
農業委員会	件数	2	0	0	0	0	2
	割合	100%	0%	0%	0%	0%	－
	H29 割合	100%	0%	0%	0%	0%	－

課名	評価	A	B	C	D	未実施	計
農政課	件数	4	1	0	0	4	9
	割合	44%	11%	0%	0%	44%	－
	H29 割合	67%	11%	0%	0%	22%	－
秘書広報課	件数	1	0	0	0	0	1
	割合	100%	0%	0%	0%	0%	－
	H29 割合	100%	0%	0%	0%	0%	－
保健体育課	件数	10	0	0	0	0	10
	割合	100%	0%	0%	0%	0%	－
	H29 割合	100%	0%	0%	0%	0%	－
保険年金課	件数	6	0	0	0	0	6
	割合	100%	0%	0%	0%	0%	－
	H29 割合	83%	0%	0%	0%	17%	－

④ 配慮項目ごと評価件数及び割合

（12ページ）配慮項目4の「事業を実施するときには、男性女性どちらでも利用しやすいような実施環境（日時や託児、情報提供など）を整えた。」では
A評価が29年度の64%から30年度は77%になり、13%増加しています。
B評価は29年度の33%から30年度は21%になり、12%減少しています。

（12ページ）配慮項目6の「事業の対象者に対して、アンケート調査や意見交換などを行い、男女共同参画の意識についての現状把握を行った。」では、
A評価が29年度の72%から30年度は67%になり、5%減少しています。
B評価は29年度の20%から30年度は27%になり、7%増加しています。

配慮項目1　審議会や関係機関との協議など事業に関する意思決定をするときのメンバー選考については、性別に限らず、多様なメンバーで構成されるよう努めた。

配慮項目1		A	B	C	D	合計
H28	件数	118	45	7	1	171
	割合	69%	26%	4%	1%	－
H29	件数	139	34	1	1	175
	割合	79%	19%	1%	1%	－
H30	件数	140	34	2	0	176
	割合	80%	19%	1%	0%	－

配慮項目2　事業の対象者を決めるときは、近年の家族形態や生活スタイルの多様化を考慮した。

配慮項目2		A	B	C	D	合計
H28	件数	215	44	4	2	265
	割合	81%	17%	2%	1%	－
H29	件数	243	20	3	2	268
	割合	91%	7%	1%	1%	－
H30	件数	247	20	1	1	269
	割合	92%	7%	0%	0%	－

配慮項目３　事業を実施するときには、男女のニーズの違いに配慮し、性別に対する固定観念が反映されないよう、また性別に基づく偏見を助長することがないように注意を払った。（性別に対する固定概念とは、「男性だから〇〇」「女性だから△△」など性別を基準とした考え方のこと。）

配慮項目３		A	B	C	D	合計
H28	件数	258	33	0	0	291
	割合	89%	11%	0%	0%	－
H29	件数	279	15	0	0	294
	割合	95%	5%	0%	0%	－
H30	件数	273	23	0	0	296
	割合	92%	8%	0%	0%	－

配慮項目４　事業を実施するときには、男性女性どちらでも利用しやすいような実施環境（日時や託児、情報提供など）を整えた。

配慮項目４		A	B	C	D	合計
H28	件数	32	26	2	1	61
	割合	52%	43%	3%	2%	－
H29	件数	41	21	2	0	64
	割合	64%	33%	3%	0%	－
H30	件数	48	13	1	0	62
	割合	77%	21%	2%	0%	－

配慮項目５　事業の対象者に対して、市や県、関係機関などが実施する男女共同参画についての研修や男女共同参画に関する事業などへの参加を促した。

配慮項目５		A	B	C	D	合計
H28	件数	15	3	2	5	25
	割合	60%	12%	8%	20%	－
H29	件数	21	2	2	2	27
	割合	78%	7%	7%	7%	－
H30	件数	22	3	1	0	26
	割合	85%	12%	4%	0%	－

配慮項目６　事業の対象者に対して、アンケート調査や意見交換などを行い、男女共同参画の意識についての現状把握を行った。

配慮項目６		A	B	C	D	合計
H28	件数	33	11	1	1	46
	割合	72%	24%	2%	2%	－
H29	件数	33	9	2	2	46
	割合	72%	20%	4%	4%	－
H30	件数	32	13	0	3	48
	割合	67%	27%	0%	6%	－

配慮項目7　事業の実施に関わる外部の人材や委託先に対して、男女共同参画の推進に影響を及ぼす事項については配慮を行うよう要請した。

配慮項目7		A	B	C	D	合計
H28	件数	75	5	0	1	81
	割合	93%	6%	0%	1%	-
H29	件数	80	3	1	0	84
	割合	95%	4%	1%	0%	-
H30	件数	82	3	0	0	85
	割合	96%	4%	0%	0%	-

配慮項目8　事業を広報するとき（案内文書や資料を作成するとき、また広報紙やホームページを作成するときなど）は、性別による固定観念が含まれていないか、また固定的な性別役割分担意識を助長するような内容になっていないか、DV やセクハラなど人権問題に抵触していないかなど、その表現について注意を払った。

配慮項目8		A	B	C	D	合計
H28	件数	206	42	1	3	252
	割合	82%	17%	0%	1%	-
H29	件数	225	27	1	1	254
	割合	89%	11%	0%	0%	-
H30	件数	232	26	0	0	258
	割合	90%	10%	0%	0%	-

⑤ 重点項目ごと各調査結果

【重点項目1】男女共同参画社会について、あらゆる場における教育の推進

29年度よりも、A評価の事業は2パーセント増加して98%となっています。未実施事業につきましては、29年度は2事業でありましたが、30年度は1事業となっております。

(1)一次評価件数及び割合

重点項目1		A	B	C	D	未実施	計
H28	件数	41	2	0	0	1	44
	割合	93%	5%	0%	0%	2%	-
H29	件数	43	0	0	0	2	45
	割合	96%	0%	0%	0%	4%	-
H30	件数	44	0	0	0	1	45
	割合	98%	0%	0%	0%	2%	-

(2)配慮項目ごとの評価割合

配慮項目　※数値はパーセント	H29				H30			
	A	B	C	D	A	B	C	D
①審議会や関係機関との協議など事業に関する意思決定するときのメンバー選考については、性別に限らず、多様なメンバーで構成されるよう努めた。	95	5	0	0	94	6	0	0
②事業を実施するときには、近年の家族形態や生活スタイルの多様化を考慮した。	98	2	0	0	91	9	0	0
③事業を実施するときには、性別に対する固定観念が反映されないよう、また性別に基づく偏見を助長することがないように注意を払った。（性別に対する固定概念とは、「男性だから〇〇」「女性だから△△」など性別を基準とした考え方のこと。）	100	0	0	0	95	5	0	0
④事業を実施するときには、男性女性どちらでも利用しやすいような実施環境（日時や託児、情報提供など）を整えた。	75	25	0	0	86	14	0	0
⑤事業の対象者に対して、市や県、関係機関などが実施する男女共同参画についての研修や男女共同参画に関する事業などへの参加を促した。	69	15	8	8	77	23	0	0
⑥事業の対象者に対して、アンケート調査や意見交換などを行い、男女共同参画の意識についての現状把握を行った。	87	13	0	0	69	31	0	0
⑦事業の実施に関わる外部の人材や委託先に対して、男女共同参画の推進に影響を及ぼす事項については配慮を行うよう要請した。	96	4	0	0	96	4	0	0
⑧事業を広報するとき（案内文書や資料を作成するとき、また広報紙やホームページを作成するときなど）は、性別による固定観念が含まれていないか、また固定的な性別役割分担意識を助長するような内容になっていないか、DV やセクハラなど人権問題に抵触していないかなど、その表現について注意を払った。	100	0	0	0	100	0	0	0
計	87	11	0	1	92	8	0	0

（3）事業ごと評価一覧

No	男女共同参画事業名	担当課	具体的な実施内容	一次評価	H30 二次	H29 二次
1	男女共同参画社会づくりに向けた広報・啓発活動の推進	男女共同参画課	広報紙への男女共同参画に関する記事の掲載、県男女共同参画基礎講座の周知、各種講座の実施（メディア・リテラシー講座、デートDV防止講座、推進講座）、男女共同参画に関する職員研修（関係、防災に関する研修）を実施した。	A	A	A
2	自治会等、身近な場所での多様な機会をとらえた講座等の開催	男女共同参画課	今年度は基本計画策定のため、計画策定に従事する関係職員に対して研修を実施した。職員・自治会長等を対象とした防災に関する研修を実施した。市議会議員が4月に改選されたため、市議会議員に対する研修を実施した。市立小学校1校（教職員向け）、県立高等学校1校（教職員向け）、保育協議会からの要請により、出前講座を実施した。	A	A	A
3	学校教育・社会教育担当職員への研修	学校教育課	1.県人権教育指導者育成研修会へ参加する。 2.県および研究団体の主催する人権教育関係研究会等へ参加する。	A	A	A
		社会教育課	1.社会教育事業調整会議を実施する。 2.指導員研修会を実施する。	A		
4	校長・教頭会等を活用した男女共同参画概念の周知	学校教育課	1.校長研修会を推進する。 2.教頭研修会を推進する。	A	A	A
5	教職員、幼稚園教諭、保育士等教育に携わる人への研修	学校教育課	1.教職員の人権意識の高揚と資質向上を目指した校内研修を実施する。 2.男女共同参画に関わる講座や事業への参加を呼びかける。 3.県人権・同和教育研究大会への参加促進を図る。	A	A	A
		子育て支援課	市保育協議会による職員研修や園内研修を実施する。	A		
		男女共同参画課	市立小学校1校（教職員）、県立高等学校1校（教職員）、保育協議会（保育士）からの要請により、出前講座を実施した。	A		
6	人権教育・学習の推進	学校教育課	1.各学校の人権教育推進体制を確立する。 2.教職員の人権意識の高揚と資質向上を図る。 3.児童生徒の人権尊重精神の高揚を図る人権教育の指導内容・方法の工夫・改善を行う。	A	A	A
		社会教育課	各種学級・講座・学習において、人権教育・人権学習の機会を設定する。	A		
		男女共同参画課	各種学級・講座・学習において、人権教育・人権学習の機会を設定する。	A		

7	人権・男女共同参画に関する授業の取り組みに関する支援	学校教育課	1.「友情・信頼・思いやり」「男女の協力」「家族愛」などの道徳的価値を自覚する取組の推進を図るなど道徳教育を充実させる。 2.学級の係活動をとおして協力して学級をよりよくすることについての体験的理解を図る。またクラス全員で遊ぶ日の設定など、男女の信頼関係を形成する取組の推進を図るなど特別活動における学級活動を充実させる。	A	A	A
8	幼児教育・学校教育等における人権教育への男女共同参画の視点の導入	学校教育課	1.各学校の人権教育推進体制を確立する。 2.教職員の人権意識の高揚と資質向上を図る。 3.児童生徒の人権尊重精神の高揚を図る人権教育の指導内容・方法の工夫・改善を行う。	A	A	A
9	生涯学習・社会教育の推進	社会教育課	家庭教育学級や女性学級「あやめ学級」、高齢者学級「ゆずり葉学級」において、人権学習を実施する。社会教育関係団体の会合において、研修機会を依頼する。	A	A	A
10	市職員研修の実施	総務課	階層ごとの研修（新規採用職員、新任役職研修など）のプログラムの中で、男女共同参画についての確かな理解の浸透を図る研修を実施する。	A	A	A
11	各種相談員研修の実施	子育て支援課	子育て支援センター6ヶ所で子育てに関する相談を対応するほか、平成29年イオンタウン姶良東街区ゆめみらい保育園あいらの一角に子育てコンシェルジュを配置した	A	A	A
		男女共同参画課	1.県主催の相談業務研修会に参加する。 2.DV被害者を支援する相談員等のスキルアップ研修会、相談員業務研修会に参加する。 3.県のアドバイザー派遣事業を利用し、相談員のスーパーバイズの研修を実施する。	A		
12	保護者・PTA等への情報提供等の支援	子育て支援課	保育所等にポスターを掲示し、男女共同参画講座等のお知らせや人権啓発について情報提供を行う。	A	A	A
		社会教育課	市PTA連絡協議会や単位PTA、家庭教育学級等で、男女共同参画に関する情報の提供を行う。	A		
13	女性団体等への情報提供等の支援	社会教育課	市女性団体連絡会に対しての情報提供及び市女性のつどいにおける助言・支援を行う。	A	A	A
		男女共同参画課	広報紙等で研修会の情報提供を行う。また団体へ個別に出前講座の開催依頼を行う。	A		
14	事業所等への情報提供等の支援	商工観光課	企業訪問の際、女性従業員の労働環境等の情報を収集し、職場改善の支援策の案内を行う。	A	A	A
		男女共同参画課	事業所において、男女共同参画に関する出前講座を実施する。	N		
15	キャリア教育への男女共同	学校教育課	1.職場見学・職場体験学習の推進や事業所等から	A	A	A

	参画の視点の導入		の講師招聘によるキャリア教育に係る出前授業の実施、教職員の資質向上を図るキャリア教育担当者研修会の実施など各小・中学校において、キャリア教育の推進を図る。 2.地域が育むキャリア教育推進協議会を開催する。			
		男女共同参画課	広報紙に「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)の記事を掲載し、啓発を行う。	A		
16	メディア・リテラシー(メディアを読み解く力)向上のための支援	男女共同参画課	市立中学校の1年生徒を対象としたメディア・リテラシー講座を実施した。	A	A	A
17	経済的自立に向けた若年期におけるライフプランニングに関する広報・啓発の推進	男女共同参画課	市男女共同参画推進講座にて「ライフプランニング」についての講座を実施した。	A	A	A
18	租税教育への男女共同参画の視点の導入	税務課	市立小・中学校の児童・生徒を対象に、税に対する理解を醸成するため、各学校で出前講座を実施する。	A	A	A
19	男女共同参画社会についての情報提供の充実	男女共同参画課	広報紙に男女共同参画に関するコラム「ダイアログカフェ」を毎月掲載している。加えて広報あいら平成30年6月号にて男女共同参画推進特集を掲載した。県男女共同参画基礎講座を周知した。男女共同参画出前講座等で関係資料を配布した。男女共同参画に関するリーフレットやポスター等の掲示を行った。	A	A	A
20	各種講座・事業等の開催日時の配慮	子育て支援課	子育て支援センターにおいて、子育てに関連する講習会の実施。	A	A	A
		社会教育課	各種講座・事業等の企画段階において、参加しやすさへの配慮に対する情報共有と共通理解の機会を設定する。 ・社会教育関連事業(家庭教育学級、高齢者学級、女性学級、青少年育成事業等) ・生涯学習関連事業(生涯学習講座、生涯学習フェア等)	A		
		男女共同参画課	男女共同参画推進講座など講座実施時に、開催日時について配慮する。	A		
		保険年金課	チャレンジスリム教室(8回開催　受講者延べ 118人・うち女性 88 人 76.5%) 実施時に開催日時について配慮する。	A		
21	市が開催する講座等での一時保育の実施	子育て支援課	一時保育の体制整備のために、ファミリーサポートセンター事業を社会福祉協議会に委託を行い、活用促進を図っている。	A	A	A
		社会教育課	生涯学習年間講座「簡単ケーキ」「料理」各9回、「ピラティス」18回。短期講座「ピラティス」8回　で託児を実施	A		

		図書館	図書館行事である講演会等で、一時保育(託児)を実施する。	A		
		総務課	職員採用試験における一時保育(託児)の実施。	A		
		健康増進課	子育て講演会での託児実施。	A		
		男女共同参画課	男女共同参画推進講座等において、一時保育(託児)を実施する。	A		
22	広報紙への男女共同参画に関するコラムの掲載	男女共同参画課	広報あいらに「～男女共同参画の視点～ダイアログカフェ」を毎月毎号掲載した。	A	A	A
23	男女共同参画に関する図書等の整備・充実	男女共同参画課	男女共同参画週間の期間中、図書館に関連図書コーナーを設置し、周知を行う。	A	A	A
		図書館	1.男女共同参画係と連携し、国・県の推進週間に合わせて、ポスターや図書資料を展示する。 2.広報紙や図書館だよりで、関連本の新着情報を掲載する。 3.子育て支援コーナーの常設による情報発信を行う。	A		
24	女性差別撤廃条約等の周知	男女共同参画課	県男女共同参画基礎講座において、関連の深い国際的な法令や条約等について学ぶ。	A	A	A
25	市が発行する印刷物等への男女共同参画の視点の導入	男女共同参画課	「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」を活用した広報活動を実施する。	A	A	A
		秘書広報課	広報紙に「男女共同参画」コーナーを設け、啓発活動に努めた。	A		

(4)未実施事業一覧

No	男女共同参画事業名	担当課	具体的な実施内容	未実施理由
14	事業所等への情報提供等の支援	男女共同参画課	事業所において、男女共同参画に関する出前講座を実施する。	広報紙等で呼びかけたが、実施希望が挙がらなかった。内容を検討して、実施が図れるよう取り組みをしたい。

(5)三次評価(推進委員会)

平成29年度	教育に関する事業については、28年度より3パーセント増加して96%の事業がA評価であり、引き続き実施状況は良好である。しかしながら配慮項目に注目すると、⑤男女共同参画に関する事業への参加促進の項目や、⑥アンケート調査や意見交換など男女共同参画の意識についての現状把握に関する項目については、取り組みの強化が必要な事業がある。事業所等への情報提供等の支援については、次期計画に向けて実施すべき内容を検討する。
平成30年度(案)	教育に関する事業については、29年度より2パーセント増加して98%の事業がA評価であり、引き続き実施状況は良好である。配慮項目に注目すると、A評価が92パーセントに達しているが、⑤男女共同参画に関する事業への参加促進の項目や、⑥アンケート調査や意見交換など男女共同参画の意識についての現状把握に関する項目については、引き続き取り組みの強化が必要な事業がある。事業所等への情報提供等の支援については、事業所に関心を持ってもらえるよう内容を検討する。

（6）外部評価（審議会）

平成 29 年度	1．事業所等に対しては、より身近な問題や自分のこととして捉えやすい内容の講座の中に男女共同参画の視点を織り込んだ内容の講座を計画することで、理解を深める機会の提供を図っていただきたい。 2．啓発も重要ではあるが、啓発から事業の実施に繋げることができるよう、取組みを進めていただきたい。
平成 30 年度	総括意見のとおり。

【重点項目2】男女共同参画社会の形成を阻害する制度・慣行の見直し

30年度は実施のあったすべての事業がA評価となっております。未実施事業については0、評価なしは 29 年度は2事業でありましたが、30年度も同じ2事業となっております。

(1)一次評価件数及び割合

重点項目2		A	B	C	D	未実施	計
H28	件数	8	1	0	0	0	9
	割合	89%	11%	0%	0%	0%	−
H29	件数	8	1	0	0	0	9
	割合	89%	11%	0%	0%	0%	−
H30	件数	9	0	0	0	0	9
	割合	100%	0%	0%	0%	0%	−

(2)配慮項目ごとの評価割合

配慮項目　※数値はパーセント	H29				H30			
	A	B	C	D	A	B	C	D
①審議会や関係機関との協議など事業に関する意思決定するときのメンバー選考については、性別に限らず、多様なメンバーで構成されるよう努めた。	80	20	0	0	100	0	0	0
②事業を実施するときには、近年の家族形態や生活スタイルの多様化を考慮した。	78	22	0	0	89	11	0	0
③事業を実施するときには、性別に対する固定観念が反映されないよう、また性別に基づく偏見を助長することがないように注意を払った。（性別に対する固定概念とは、「男性だから〇〇」「女性だから△△」など性別を基準とした考え方のこと。）	89	11	0	0	100	0	0	0
④事業を実施するときには、男性女性どちらでも利用しやすいような実施環境（日時や託児、情報提供など）を整えた。	33	67	0	0	100	0	0	0
⑤事業の対象者に対して、市や県、関係機関などが実施する男女共同参画についての研修や男女共同参画に関する事業などへの参加を促した。	67	0	0	33	100	0	0	0
⑥事業の対象者に対して、アンケート調査や意見交換などを行い、男女共同参画の意識についての現状把握を行った。	100	0	0	0	100	0	0	0
⑦事業の実施に関わる外部の人材や委託先に対して、男女共同参画の推進に影響を及ぼす事項については配慮を行うよう要請した。	83	17	0	0	83	17	0	0
⑧事業を広報するとき（案内文書や資料を作成するとき、また広報紙やホームページを作成するときなど）は、性別による固定観念が含まれていないか、また固定的な性別役割分担意識を助長するような内容になっていないか、DV やセクハラなど人権問題に抵触していないかなど、その表現について注意を払った。	78	11	11	0	89	11	0	0
計	79	17	2	2	94	6	0	0

(3)事業ごと評価一覧

【再掲項目】

No	男女共同参画事業名	担当課	具体的な実施内容	一次評価	H30 二次	H29 二次
1	男女共同参画社会づくりに向けた広報・啓発活動の推進	男女共同参画課	【重点項目1に掲載】	A	A	A
2	自治会等、身近な場所での多様な機会をとらえた講座等の開催	男女共同参画課	【重点項目1に掲載】	A	A	A
6	人権教育・学習の推進	学校教育課	【重点項目1に掲載】	A	A	A
		社会教育課	【重点項目1に掲載】	A		
		男女共同参画課	【重点項目1に掲載】	A		
9	生涯学習・社会教育の推進	社会教育課	【重点項目1に掲載】	A	A	A
10	市職員研修の実施	総務課	【重点項目1に掲載】	A	A	A
16	メディア・リテラシー(メディアを読み解く力)向上のための支援	男女共同参画課	【重点項目1に掲載】	A	A	A
19	男女共同参画社会についての情報提供の充実	男女共同参画課	【重点項目1に掲載】	A	A	A
25	市が発行する印刷物等への男女共同参画の視点の導入	男女共同参画課	【重点項目1に掲載】	A	A	A
		秘書広報課	【重点項目1に掲載】	A		

【当該項目】

No	男女共同参画事業名	担当課	具体的な実施内容	一次評価	H30 二次	H29 二次
26	男女共同参画社会の形成に及ぼす影響の調査	男女共同参画課	男女共同参画の出前講座や推進講座等、受講者を対象にアンケート調査を行った。	A	A	A
27	家庭生活の役割分担に関する啓発の推進	健康増進課	市食生活改善推進員協議会自主活動の中で、男性料理教室を行う。	A	A	A
		社会教育課	固定的性別役割分担の意識をかえることの情報提供のひとつとして、パンつくりや料理等の生涯学習講座を開設する。(例)年間講座「はじめてのパンつくり」、「簡単ケーキ作り」、「料理」等の講座開設	A		
28	職場における慣行の見直しに向けた広報・啓発活動の推進	男女共同参画課	男女共同参画に関する職員研修を実施する。広報紙に男女共同参画に関する記事を毎月掲載する。	A	A	A
29	学校運営における慣行の見直しに向けた広報・啓発活動の推進	学校教育課	1.校長研修会において、啓発を行う。 2.教頭研修会において、啓発を行う。	A	A	A
30	地域運営における慣行の見直し	地域政策課	自治会長等に対し、男女共同参画や人権問題等の男女共同参画出前講座の利用を促す。	N	N	N
31	行事やイベント等における慣行の見直し	男女共同参画課	男女共同参画出前講座や推進講座開催時に、固定的な性別役割分担意識についての見直しについての内容を盛込む。	A	A	A

32	個性を大切にする進路指導の充実	学校教育課	1.望ましい勤労観や職業観などの価値観形成を図る系統的なキャリア教育を推進する。（小学校からの一貫したキャリア教育） 2.児童生徒の適性を生かした進路指導の充実を図る。	A	A	A
33	自治会組織の方針決定の場への女性の参画拡大に向けた環境づくり	地域政策課	自治会長等に対し、男女共同参画や人権問題等の男女共同参画出前講座の利用を促す。	N	N	N
34	各種団体の方針決定の場への女性の参画拡大に向けた環境づくり	社会教育課	市女性団体連絡会や市生活学校運動連絡会において、運営のアドバイスや情報提供を行う。	A	A	A
		男女共同参画課	自治会の役員会等で、地域推進員が姶良市の男女共同参画基本計画についての周知および啓発を行う。	A		

（4）未実施事業一覧

No	男女共同参画事業名	担当課	具体的な実施内容	未実施理由
30	地域運営における慣行の見直し	地域政策課	自治会長等に対し、男女共同参画や人権問題等の男女共同参画出前講座の利用を促す。	該当する事業がない。 （自治会長便利帳には掲載している）
33	自治会組織の方針決定の場への女性の参画拡大に向けた環境づくり	地域政策課	自治会長等に対し、男女共同参画や人権問題等の男女共同参画出前講座の利用を促す。	該当する事業がない。 （自治会長便利帳には掲載している）

（5）三次評価（推進委員会）

平成29年度	制度・慣行の見直しに関する事業については、28年度と同じく89％の事業がA評価である。引き続き実施状況は良好である。しかしながら配慮項目に注目すると、多くの項目で数値が改善しているが、反面、⑥アンケート調査や意見交換など男女共同参画の意識についての現状把握に関する項目について、数値が低下していることから、取組の強化が求められ、配慮の徹底に努める。地域での動きも踏まえ、次期計画に向けて実施する事業内容を見直すよう検討する。
平成30年度（案）	制度・慣行の見直しに関する事業については、実施があったすべての事業でA評価であり、引き続き実施状況は良好である。配慮項目では、多くの項目でA評価であり100点になるほか、すべての項目で数値が改善しているが、今後も維持できるよう、配慮の徹底に努める。地域での動きも踏まえ、取り組みを進める。

（6）外部評価（審議会）

平成29年度	1. 地域コミュニティ協議会をはじめとする、地域自治組織との連携を図っていただき、地域での男女共同参画を広げていただきたい。 2. これまでの制度や慣行を見直すということは、それを大切にしてこられた方々にとって、複雑な感情を伴うものであることを理解した上で、慎重に、丁寧に、そして根気強く伝えていくことが大切であることから、その点に配慮した取組みを行っていただきたい。
平成30年度	自治会長向けの研修内容に、男女共同参画や人権問題等を取り入れてください。

【重点項目3】女性の人権を侵害するあらゆる暴力の防止、救済に向けた環境の整備

29年度よりも、A評価の事業は3パーセント増加して92%となっています。未実施事業につきましては、29年度は7事業でありましたが、30年度は6事業となっております。

(1)一次評価件数及び割合

重点項目3		A	B	C	D	未実施	計
H28	件数	81	6	0	0	12	99
	割合	82%	6%	0%	0%	12%	―
H29	件数	90	4	0	0	7	101
	割合	89%	4%	0%	0%	7%	―
H30	件数	93	2	0	0	6	101
	割合	92%	2%	0%	0%	6%	―

(2)配慮項目ごとの評価割合

配慮項目　※数値はパーセント	H29				H30			
	A	B	C	D	A	B	C	D
①審議会や関係機関との協議など事業に関する意思決定するときのメンバー選考については、性別に限らず、多様なメンバーで構成されるよう努めた。	74	23	2	0	88	12	0	0
②事業を実施するときには、近年の家族形態や生活スタイルの多様化を考慮した。	91	9	0	0	97	3	0	0
③事業を実施するときには、性別に対する固定観念が反映されないよう、また性別に基づく偏見を助長することがないように注意を払った。(性別に対する固定概念とは、「男性だから〇〇」「女性だから△△」など性別を基準とした考え方のこと。)	98	2	0	0	99	1	0	0
④事業を実施するときには、男性女性どちらでも利用しやすいような実施環境(日時や託児、情報提供など)を整えた。	58	42	0	0	75	25	0	0
⑤事業の対象者に対して、市や県、関係機関などが実施する男女共同参画についての研修や男女共同参画に関する事業などへの参加を促した。	100	0	0	0	100	0	0	0
⑥事業の対象者に対して、アンケート調査や意見交換などを行い、男女共同参画の意識についての現状把握を行った。	56	22	11	11	63	25	0	13
⑦事業の実施に関わる外部の人材や委託先に対して、男女共同参画の推進に影響を及ぼす事項については配慮を行うよう要請した。	100	0	0	0	100	0	0	0
⑧事業を広報するとき(案内文書や資料を作成するとき、また広報紙やホームページを作成するときなど)は、性別による固定観念が含まれていないか、また固定的な性別役割分担意識を助長するような内容になっていないか、DV やセクハラなど人権問題に抵触していないかなど、その表現について注意を払った。	91	9	0	0	97	3	0	0
計	83	15	1	0	95	5	0	0

（3）事業ごと評価一覧

【再掲項目】

No	男女共同参画事業名	担当課	具体的な実施内容	一次評価	二次評価	H29二次
1	男女共同参画社会づくりに向けた広報・啓発活動の推進	男女共同参画課	【重点項目1に掲載】	A	A	A

【当該項目】

No	男女共同参画事業名	担当課	具体的な実施内容	一次評価	二次評価	H29二次
35	法教育の推進	男女共同参画課	配偶者からのDVは、人権侵害であること、根絶すべきであることを広報紙等で啓発する。	A	A	A
36	「人権週間」における広報・啓発	男女共同参画課	1.ホームページやガルーンに人権に関する情報を掲載する。 2.国・県から配布されたポスター・パンフレットを掲示する。	A	A	A
37	地域における学習機会の提供	男女共同参画課	男女共同参画出前講座時に関係資料等を配布し、啓発活動を行う。	A	A	A
38	多様な機会をとらえた広報・啓発の推進	男女共同参画課	女性の人権ホットライン強化週間、「女性に対する暴力をなくす運動」の期間中、広報紙やポスター掲示、パープルリボンツリー等を庁舎、イオンタウン姶良に展示、マスコットキャラクター「くすみん」にパープル系のマフラーを着用してもらうなどして、啓発に努めた。	A	A	A
39	講演会や研修会等の開催による啓発の実施	男女共同参画課	市配偶者からの暴力及び、ストーカー行為等の被害者の保護及び支援のための庁内連絡会議で、研修会を実施した。	A	A	A
40	県男女共同参画センター等における講演会等の情報提供	男女共同参画課	県男女共同参画センターが主催する講演会等を広報紙やホームページ等を利用し、広く情報提供する。	A	A	A
41	各種団体の研修会等の機会を活用した啓発の推進	男女共同参画課	出前講座など実施した際に、リーフレットを配布し、啓発活動を行う。	A	A	A
42	書籍やビデオ等関連情報の提供	図書館	1.視聴覚ライブラリー資料常設展示の中に関連資料を配架し、周知に努める。 2.視聴覚ライブラリー資料の紹介を各小中学校に配布し、利用促進に努める。 3.関連図書の資料収集を行う。	A	A	A
43	啓発用リーフレットの活用	男女共同参画課	市や県が作成した「女性相談のしおり」などを女性のトイレ等に置き、周知を図る。	A	A	A

44	「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心とした広報・啓発	男女共同参画課	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中、庁舎やイオンタウン姶良にパープルリボンツリーの設置や広報紙へDVに関する情報の掲載など啓発活動を行った。 今年度は、コミュニティーメンターと協働して、ダブルリボン（パープル＋オレンジ）を作成し、市長はじめ幹部職員・関係職員が着用した。さらに運動期間中は、市のキャラクター「くすみん」がパープルリボンやマフラーを着用し、啓発に当たった。かじき秋祭り会場において、国際ソロプチミストあいらの方々と連携し、DV防止啓発のティッシュを配布した。	A	A	A
45	被害者が自ら配偶者等からの暴力に気づくための啓発活動の推進	男女共同参画課	広報紙に女性相談について毎月掲載することで啓発を実施した。.県男女共同参画センター及び女性相談センターの相談窓口カードを庁舎内に配置したほか、市女性相談のチラシを配布した。今年度は啓発カードを作成した。	A	A	A
46	暴力に頼らない問題解決のための広報・啓発の推進	男女共同参画課	「女性に対する暴力をなくす運動」の期間中、広報紙に関連記事を掲載した。（平成30年11月号）	A	A	A
47	身近な事例を用いた啓発、参加体験型の研修等の実施	男女共同参画課	市配偶者からの暴力及び、ストーカー行為等の被害者の保護及び支援のための庁内連絡会議で、研修会を実施した。	A	A	A
48	一時避難先の確保等による被害者の保護	男女共同参画課	.DV被害者支援のため、県女性相談センターへの一時保護を実施する。市と母子生活支援施設との委託契約を締結した。母子支援施設への一時保護の実施や児童福祉係と連携を図る。	A	A	A
49	警察の緊急通報装置貸出制度	男女共同参画課	相談者に対し、県警で実施している緊急通報装置の貸し出し制度の情報提供を行う。（貸し出しは警察の判断による）	A	A	A
50	地域における見守り支援	社会福祉課	（民生・児童委員）担当する区域において、高齢者や障がいのある方の定期的な安否確認や見守り、子どもたちへの声かけなどを行う。また医療や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、失業や経済的困窮による生活上の心配ごとなど、さまざまな相談に応じ、相談内容によって必要な支援が受けられるよう、地域の専門機関と連携する。	A	A	A
51	地域のあらゆる主体における防犯活動・地域安全活動の推進	社会教育課	市青少年育成市民会議や市校外生活指導連絡会に対して、安全な環境づくりに関する運営支援を行う。	A	A	A
		男女共同参画課	デートDV防止啓発活動として、市立中学校の3年生徒を対象に思春期講座「デートDV防止」の出前講座を実施した。	A		
52	婦人保護施設や母子生活支援施設等と連携した被害者の保護	子ども政策課	一時的に養育が困難となった児童を児童養護施設に委託する。	A	A	A
		男女共同参画課	女子生活支援施設への入所。福祉部署と連携する。母子支援施設の入所者に対する支援を行う。	A		

53	身近な避難先の確保	男女共同参画課	一時保護のための予算を確保する。	A	A	A
54	保健・医療機関における早期発見のための相談対応マニュアルの活用	健康増進課	母子健診時等で、女性の人権に関する相談を受ける場合は、必要に応じて男女共同参画係等と連携を図りながら対応する。	A	A	A
		男女共同参画課	県主催の研修会に参加し、情報収集に努める。	A		
55	医療機関における診療等スクリーニングを通じた早期発見と積極的な情報提供	男女共同参画課	医療機関と関係機関との支援体制づくりについて、情報収集を行う。	A	A	A
56	育児・介護サービスの提供者による早期発見	子育て支援課	認可保育所等の育児サービスを行っている事業所や、公立保育所等からの情報提供を受ける体制をとる。	A	A	A
57	母子保健事業を通じた早期発見と被害者や子ども、家族への積極的な働きかけ	健康増進課	関係機関と連携して対応する。	A	A	A
58	配偶者等からの暴力及び児童虐待の支援関係機関の連携協力体制の強化	子ども政策課	児童虐待支援に係る職員を各種研修に派遣する。	A	A	A
		男女共同参画課	関係職員のスキルアップのための職員研修を実施する。配偶者からの暴力は、子どもに与える影響が大きいことから、子どものいる被害者に対しては関係部署と連携を図り、避難場所の確保を迅速に行う。	A		
59	民生委員や人権擁護委員等による早期発見・対応の促進	社会福祉課	（民生・児童委員）年間を通して担当する区域において高齢者や障がいのある方の定期的な安否確認や見守り、子どもたちへの声かけなどを行い、また、医療や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、失業や経済的困窮による生活上の心配ごと、女性の地域活動参画等、さまざまな相談に応じ、相談内容によって必要な支援が受けられるよう、地域の専門機関と連携する。	A	A	A
		男女共同参画課	様々な問題に対し、各地区の人権擁護委員に協力を求め、日頃の活動を通じ、早期発見・対応に努める。	A		
60	学校、幼稚園、保育所等における子どもの行動等からの早期発見・援助	学校教育課	DVの早期発見への取組を推進する。	A	A	A
		子育て支援課	配偶者からのDV等保護者が相談してきた時は、保護者の身に危険が及ばないよう市の相談機関の紹介や、医療機関等の受診を奨める。また、職員が些細な変化に気づき、虐待やDV等の早期発見に努められるよう、積極的に研修に参加する。更に、掲示板に、児童虐待防止啓発ポスターを掲示し啓発に努める。	A		
61	外国人、障がい者、高齢者の孤立防止と暴力の未然防止・早期発見のための環境づくり	社会福祉課	（民生・児童委員）担当する区域において、高齢者や障がいのある方の定期的な安否確認や見守り、子どもたちへの声かけなどを行い、また、医療や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、失業や経済的困窮による生活上の心配ごとなど、さまざまな相談に応じ、相談内容によって必要な支援が受けられるよう、地域の専門機関と連携する。	A	A	A

62	医療関係者への通報・通告制度の周知徹底	保険年金課	北山診療所において、症状や負傷の経緯などから、DV等による受傷と思われる事案に対して、通報・通告制度の周知徹底を図るとともに、市担当部署への速やかな連絡体制がとれるよう連携を強化する。	A	A	A
63	通報者の情報の保護の徹底	子育て支援課	人権侵害を含めた様々な通報を日頃から想定し、情報の保護に関し、最新の注意を払うよう周知徹底を図る。	A	A	A
		社会福祉課	個人情報保護法及び個人情報保護条例のもと、通報者への侵害等を防止し、暴力の防止の徹底化を図り、豊かな生活を保障すべく情報の保護に努める。	A		
		健康増進課	乳幼児健診や相談等での情報の保護に努める。	B		
		男女共同参画課	通報者の安全を第一に情報の保護に努める。	A		
64	配偶者暴力防止法に基づく通報制度及び児童虐待防止法に基づく通告制度の広報	子ども政策課	1.児童虐待防止啓発リーフレットを配布する。 2.通告先等ポスターを公共施設で掲示する。 3.広報紙へ児童虐待防止啓発記事を掲載する。	A	A	A
		男女共同参画課	講座などにおいて、女性相談の案内を配布し、被害者についての情報提供を依頼した。	A		
65	各機関における被害者の個人情報の保護と守秘義務の徹底	男女共同参画課	住民基本台帳所管課など関係機関と連携を取り、個人情報保護の徹底を行った。	A	A	A
66	教育委員会及び学校における個人情報の適切な管理	学校教育課	DVにかかる児童生徒の就学情報を保護する。	A	A	A
67	被害者の個人情報を共有する支援関係機関の情報管理のルールづくり	男女共同参画課	ケース会議等において、情報を共有し、その際の資料については、担当課が管理を徹底する。ワンストップ化のためのDV被害者相談共通シートによる関係部署との連携を図った。	A	A	A
68	個人情報を扱う市職員や各種機関における配偶者等からの暴力に関する理解の促進	男女共同参画課	市配偶者からの暴力及び、ストーカー行為等の被害者の保護及び支援のための庁内連絡会議で、研修会を実施した。	A	A	A
69	警察との連携・協力	男女共同参画課	DV被害者支援のため、警察との情報交換を行う。 警察と連携し、一時避難及び一時保護を行う。	A	A	A
70	ストーカー規制法や接近禁止等の仮処分の申出制度等の情報提供	男女共同参画課	県主催の相談員研修等に参加し、関係機関からの情報提供を受け、相談者の支援にあたる。市配偶者暴力相談支援センターで接近禁止命令の作成支援を行う。	A	A	A

71	医療保険･国民年金の加入脱退手続きにおける支援措置	保険年金課	1.国民健康保険資格の取得･喪失手続きに当たり、DV等の事情がある場合は、医療の優先はもとより、安全な生活の確保が図られるよう対応する。 2.被保険者証の交付や各種通知についても、個別毎に対応するなど加害者等への情報提供は一切行わない。 3.国民年金については、平成27年11月作成の「国民年金係におけるDV被害者への対応について」というマニュアルに基づき対応を行う。	A	A	A
72	住民基本台帳の閲覧等の制限に関する支援措置	市民課	住民票及び附票の発行抑止の申請が提出されれば、早急に対応する。	A	A	A
73	保護命令制度の広報と申立てに関する支援	男女共同参画課	県主催の相談員研修等に参加し、関係機関からの情報提供を受け、相談者への支援にあたる。市配偶者暴力相談支援センターで保護命令の作成支援を行う。保護命令を受けることで可能な支援の情報提供を行う。	A	A	A
74	配偶者等からの暴力を発見しやすい立場にある関係者への、配偶者等からの暴力についての知識と適切な対応の周知	子育て支援課	暴力被害者の早期発見と未然防止の環境づくりを進めるため必要な研修に積極的に参加する。特に住民と直接接触する機会の多い保育所等の職員には、配偶者等からの暴力についての知識と適切な対応を行えるよう関係する研修へ参加を促す。	A	A	A
		男女共同参画課	1. DV被害者に対する事案があった場合は、警察に情報提供を行う。 2.民生委員等からの情報提供により、DV被害者の救出を行う。	A		
75	教育、保健医療関係者、警察、相談機関の職員等を対象とした研修への参加促進	男女共同参画課	県や警察署が主催するDV被害者支援の会議･研修会に参加した。教育現場の教職員にデートDV防止講座の受講を促すことで、正しい情報提供を行った。	A	A	A
76	医療関係者向け広報･研修への参加促進	男女共同参画課	県等が主催する関係機関の研修会に参加する。	N	N	N
77	支援関係機関の職務関係者を対象とした研修の実施	男女共同参画課	職員、支援関係者を対象とした研修会を開催する。	N	N	N
78	支援者の個人情報管理の徹底	子育て支援課	保育所等の職員への危害がおよぶ可能性を踏まえ、対応等については、関係する部署へ相談しながら対応を図り、不要な個人情報を提供しないなど、十分留意するよう意識啓発を行う。	A	A	A
		男女共同参画課	相談者の夫等からの危害を加えられる可能性があることから、相談者に対し、女性相談における情報について個人情報の管理について注意するように説明する。	A		
79	安心して相談できる環境の整備	男女共同参画課	専門の女性相談員が姶良庁舎で月曜日から金曜日まで対応。加治木総合支所、蒲生総合支所に関しては、事前	A	A	A

			予約制とし、要望があった場合対応した。			
80	外国人・障がい者への対応が可能な相談機関等の情報の把握	男女共同参画課	外国人の相談者に対し、通訳が配置されている、県民交流センターの連絡先の情報提供を行う。	N	N	N
81	県「支援者のための相談対応マニュアル」の活用	男女共同参画課	被害者への適切な対応と支援が行えるよう、県主催の相談員研修に参加した。	A	A	A
82	相談員等支援者のケアの充実	男女共同参画課	相談員の心身の健康に気をつけ、支援にあたっては組織として対応した。スーパーバイズを実施し、相談員のケアが図れ、スキルアップに繋げた。	A	A	A
83	被害者への安全確保に配慮した各種相談機関等の周知	男女共同参画課	女性弁護士による無料法律相談を年6回実施した。市、県が作成している「女性相談のしおり」をトイレ等に置き、相談機関の周知を図った。	A	A	A
84	姶良市女性相談の周知	男女共同参画課	女性相談について、広報紙に相談の案内を毎月掲載した。相談室、トイレ等に相談室のチラシを配置し、周知を行った。今年度は啓発カード・しおりを作成した。	A	A	A
85	県DV被害者支援養成講座への支援関係機関職務関係者の派遣	男女共同参画課	県が主催するDV被害者支援のための講座に出席した。加えてDV被害者を支援するための相談員等のスキルアップ研修会・相談員研修会に出席した。	A	A	A
86	庁内連絡会議の推進	男女共同参画課	市配偶者からの暴力及び、ストーカー行為等の被害者の保護及び支援のための庁内連絡会議で、研修会を実施した。DV被害者の関係部署とのケース会議を開催できる体制を整えた。	A	A	A
87	医療機関とその他支援関係機関との連携協力体制の整備	男女共同参画課	支援関係機関との連携を行い、一時避難などに対応した。	A	A	A
88	支援関係機関・団体の連携協力体制の強化	男女共同参画課	警察等との連携を図った。県主催のDV対策会議に出席した。DV相談連絡会議に出席した。	A	A	A
89	支援関係機関の時間外及び休日における保護に関する連絡体制の確立	男女共同参画課	関係機関の連絡体制一覧を作成し、休日や時間外の対応に備えた。	A	A	A
90	自立困難な被害者への個々の状況に応じた支援	子ども政策課	自立困難な被害者を母子生活支援施設において保護する。	A	A	A
		社会福祉課	経済的困窮者からの相談を受け付ける。その中で、子ども政策課、長寿・障害福祉課、女性相談員、地域包括支援センター、社会福祉協議会などと連携し、施策の活用や、サービス提供等を検討し、情報提供、支援を行う。DV等で男性職員への相談に抵抗がある場合は、女性相談に繋ぐ。現段階で生活保護に至らないが、近い将来生活保護に陥る可能性がある場合、社会福祉協議会（生活困窮者相談）に繋ぐ。	A		

		男女共同参画課	子どもを抱えるDV被害者については、母子生活支援施設への入所を関係課と連携を取りながら進め、生活支援を行う。生活再建が困難なDV被害者に対しては、社会福祉課との連携を図り、対応する。	A		
91	生活保護、児童扶養手当、児童手当等各種経済的支援制度の適用	子ども政策課	特別な状況（未婚、子の別居、DV保護など）の場合にも、事由に応じて必要な手続きを説明し対応する。	A	A	A
		社会福祉課	経済的困窮者からの相談を受け付ける。その中で、子ども政策課、長寿・障害福祉課、女性相談員、地域包括支援センター、社会福祉協議会などと連携し、施策の活用や、サービス提供等を検討し、情報提供、支援を行う。DV等で男性職員への相談に抵抗がある場合は、女性相談に繋ぐ。現段階で生活保護に至らないが、近い将来生活保護に陥る可能性がある場合、社会福祉協議会（生活困窮者相談）に繋ぐ。	A		
92	母子・寡婦福祉資金や生活福祉資金、母子・寡婦・父子たすけあい資金等貸付制度の適用	子ども政策課	母子寡婦福祉資金について県（姶良・伊佐地域振興局）へ貸付進達を行う。	A	A	A
		社会福祉課	実施機関は、県社会福祉協議会で、相談窓口が市社会福祉協議会であるため、福祉事務所相談時には速やかに市社会福祉協議会に繋ぐ。	A		
93	各種保育サービスの情報提供・利用支援	子育て支援課	1.広報紙、ホームページ、あいら・加治木親子つどいの広場、子育て便利帳等を利用し、子育て情報を発信する。 2.イオンタウン姶良に子育てコンシェルジュを配置し、相談を行いながら必要な情報提供を行う体制の整備を行う。	A	A	A
94	学校や幼稚園、保育所、児童クラブ等への就学や入所等の支援	学校教育課	区域外就学に係る審査会を実施する。	A	A	A
		子育て支援課	DV等の人権を侵害する行為により、現住所に住民票を異動できない子どもと保護者について、関係機関との連絡調整を図る。	A		
95	ハローワークにおける職業相談や指導等の情報提供	商工観光課	ふるさとハローワークにおいて情報提供を行う。	A	A	A
		男女共同参画課	子育て中の方の就業情報を扱うマザーズ・ハローワーク、ハローワークが実施する就業相談等の情報提供を行う。	A		
96	就職のための技能習得等の情報提供	商工観光課	就職に必要、あるいは有利な技能や知識を習得するために、職業訓練や法制度等に関する学習機会の情報を提供します。	A	A	A
		男女共同参画課	相談者に対して、就労支援・セミナー等の情報提供を行う。	A		
97	公営住宅等の優先入居	建築住宅課	住宅の確保に困窮している被害者を支援するため、公営住宅等への優先的な入居に努める。	N	N	A
98	配偶者暴力防止法に基づく子に対する接近禁止命令	男女共同参画課	DV被害者女性に対して、保護命令についての説明を行う。保護命令の作成支援を行う。	A	A	A

	制度の周知					
99	地域のあらゆる主体における子どもの見守りの推進	学校教育課	1.DVから児童生徒を守るための早めの対応と関係機関との連携を図る。 2.DVによる転出入についての児童生徒情報の保護に努める。	A	A	A
		子ども政策課	要保護児童対策地域協議会で説明を行う。また、児童虐待防止啓発リーフレットの配布、市報への掲載を行う。	A		
		男女共同参画課	姶良地区保育連絡協議会において、男女共同参画に関する出前講座「子どもの人権」を実施した。	A		
100	健康診査・予防接種の弾力的実施	健康増進課	予防接種については、本市に住民登録していない子どもへの助成は実施していないが、任意予防接種として各医療機関で接種を受けることは可能である。	N	N	N
101	デートDV防止に関する教育・啓発の推進	男女共同参画課	市立中学校の3年生徒を対象として「デートDV防止」について、講座を開催し、男女の人権を尊重した対等な人間関係を築くための学習の機会を提供した。	A	A	A
102	暴力に頼らない問題解決の力量形成を図るための教育の推進	学校教育課	1.DVから児童生徒を守るための早めの対応と関係機関との連携を図る。 2.DVによる転出入についての児童生徒情報の保護に努める。	A	A	A
		男女共同参画課	市立中学校の1年生徒を対象とした「メディア・リテラシー講座」の中で、暴力を許さないという意識啓発を行った。 市立中学校の3年生徒を対象とした思春期講座「デートDV防止」を開催し、個人の人権の尊重についての学習の機会を提供した。	A		
103	被害者に関する適切なケア	学校教育課	校長研修会、教頭研修会、生徒指導主任等研修会等において、デートDVに関する情報提供を行うとともに、発見した時の対処等について指導を図る。	A	A	A
104	住民との協働による有害浄化の推進	都市計画課	電柱や街路樹などの公共物への違反公告物(はり紙、はり札)を毎月定期的に巡回し撤去を行う。その際に卑わいな広告物等公共の場における女性をあからさまに性的な対象とする広告等がないか確認を行う。また、屋外広告物の申請許可については内容を審査のうえ許可を行う。	B	B	B
105	子どもに対する性的な暴力の防止・救済に向けた支援	学校教育課	1.校長研修会、教頭研修会、生徒指導主任等研修会において家庭における子どもに対する性的な暴力の防止や、教職員が子どもに不快感を与える性的な言動をすることのないように指導を図る。 2.スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携し、虐待と思われる事例について情報共有したり、ケース会議を行ったりして防止・救済に努める。	A	A	A
		子ども政策課	認可外保育園に児童虐待の説明を行い、ポスター等の掲示を依頼する。	A		

		男女共同参画課	関係部署と連携をし、支援を行った。スクールソーシャルワーカーと連携し、支援の必要な子どもに対する情報収集を行った。	A		
106	雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた取り組みの推進	男女共同参画課	全職員を対象とした「セクシュアル・ハラスメント」についての研修会を実施する。	N	N	N
107	庁内におけるセクシュアル・ハラスメント防止・救済向けた取り組みの推進	総務課	服務についての定期的な周知（ガルーン上）や、職員労働組合（女性部）の行うアンケート調査を確認するなど、人事係だけでなく女性職員が相談しやすい窓口との連携も行う。また、ガルーン上でセクハラ、パワハラ、マタハラについての自己チェックを行える取り組みを行う。	A	A	A
108	教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止・救済に向けた取り組みの推進	学校教育課	1．セクシュアル・ハラスメントの防止を含めた教職員への服務指導の徹底 2.。学校における相談窓口の設置	A	A	A
109	その他のあらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた広報・啓発活動の推進	男女共同参画課	広報あいら平成30年7月号に記事を掲載して、相談窓口等を周知した。	A	A	A
110	セクシュアル・ハラスメントの相談窓口に関する情報提供	男女共同参画課	女性相談において被害者の支援を行い、関係機関との連携を行う。	A	A	A
111	男女雇用機会均等法の周知と履行確保	男女共同参画課	県が主催する研修会に参加して、情報収集に努める。	A	A	A

（4）未実施事業一覧

No	男女共同参画事業名	担当課	具体的な実施内容	未実施理由
76	医療関係者向け広報・研修への参加促進	男女共同参画課	県等が主催する関係機関の研修会に参加する。	該当する研修の案内が無かった。
77	支援関係機関の職務関係者を対象とした研修の実施	男女共同参画課	職員、支援関係者を対象とした研修会を開催する。	職員対象のDV庁内会議での研修は実施できたが、当該職務関係者に対しての研修は実施できなかった。 情報提供については、効果的な方法を研究したい。
80	外国人・障がい者への対応が可能な相談機関等の情報の把握	男女共同参画課	外国人の相談者に対し、通訳が配置されている、県民交流センターの連絡先の情報提供を行う。	内閣府作成のリーフレットなどで情報は把握しているが、相談事例が無かった。
97	公営住宅等の優先入居	建築住宅課	住宅の確保に困窮している被害者を支援するため、公営住宅等への優先的な入居に努める。	該当する事例が無く、できなかった。 但し、相談者と関係課への情報提供は積極的に行った。
100	健康診査・予防接種の弾力的実施	健康増進課		該当する事例がない。

106	雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた取り組みの推進	男女共同参画課	全職員を対象とした「セクシュアル・ハラスメント」についての研修会を実施する。	今年度の職員研修については、総務課所管で「人権啓発研修」が実施され、その中でセクシュアル・ハラスメントについても学ぶ機会が設けられた。また広報あいら平成30年7月号に記事を掲載して、相談窓口等を周知した。

(5)三次評価(推進委員会)

平成29年度	暴力の防止・救済に向けた環境の整備に関する事業については、28年度より7パーセント増加して89%の事業がA評価であり、実施状況は引き続き良好かつ改善されている。しかしながら配慮項目に注目すると、①メンバーの選考への配慮や実施環境への配慮、④男性女性どちらでも利用しやすいような実施環境の整備、⑥アンケート調査や意見交換など男女共同参画の意識についての現状把握など、複数の項目については取り組みの強化が求められ、配慮の徹底に努める。未実施の事業については、次期計画に向けて実施する事業内容を見直すよう検討する。
平成30年度(案)	暴力の防止・救済に向けた環境の整備に関する事業については、昨年度より3パーセント増加して92%の事業がA評価であり、実施状況は引き続き良好であり改善されている。配慮項目では、すべての項目で改善されているが、④男性女性どちらでも利用しやすいような実施環境の整備、⑥アンケート調査や意見交換など男女共同参画の意識についての現状把握などは取り組みの強化が求められ、配慮の徹底に努める。

(6)外部評価(審議会)

平成29年度	1. 勤務する相談員が安心して執務ができるよう環境の整備、待遇の向上、スキルアップができる体制を整えていただきたい。 2. 声を挙げられない人の声、特に環境の中で潜在化する暴力を救い上げられるよう、取組みを進めていただきたい。 3. 暴力を引き起こすものに向き合うこと、また、教育などを通じて、暴力が生じる以前に抑止することや自身への対処を学べるような取組みを検討していただきたい。
平成30年度	総括意見のとおり。

【重点項目4】男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援

30年度は29年度よりも、A評価の事業は5パーセント減少して78%となっています。未実施事業につきましては、29年度は1事業でありましたが、30年度は4事業となっております。

(1)一次評価件数及び割合

重点項目 4		A	B	C	D	未実施	計
H28	件数	27	7	0	0	1	35
	割合	77%	20%	0%	0%	3%	-
H29	件数	30	5	0	0	1	36
	割合	83%	14%	0%	0%	3%	-
H30	件数	28	4	0	0	4	36
	割合	78%	11%	0%	0%	11%	-

(2)配慮項目ごとの評価割合

配慮項目　※数値はパーセント	H29				H30			
	A	B	C	D	A	B	C	D
①審議会や関係機関との協議など事業に関する意思決定するときのメンバー選考については、性別に限らず、多様なメンバーで構成されるよう努めた。	54	46	0	0	32	64	4	0
②事業を実施するときには、近年の家族形態や生活スタイルの多様化を考慮した。	73	15	9	3	72	25	0	3
③事業を実施するときには、性別に対する固定観念が反映されないよう、また性別に基づく偏見を助長することがないように注意を払った。(性別に対する固定概念とは、「男性だから〇〇」「女性だから△△」など性別を基準とした考え方のこと。)	88	12	0	0	72	28	0	0
④事業を実施するときには、男性女性どちらでも利用しやすいような実施環境(日時や託児、情報提供など)を整えた。	45	36	18	0	50	40	10	0
⑤事業の対象者に対して、市や県、関係機関などが実施する男女共同参画についての研修や男女共同参画に関する事業などへの参加を促した。	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥事業の対象者に対して、アンケート調査や意見交換などを行い、男女共同参画の意識についての現状把握を行った。	0	100	0	0	0	100	0	0
⑦事業の実施に関わる外部の人材や委託先に対して、男女共同参画の推進に影響を及ぼす事項については配慮を行うよう要請した。	75	0	25	0	100	0	0	0
⑧事業を広報するとき(案内文書や資料を作成するとき、また広報紙やホームページを作成するときなど)は、性別による固定観念が含まれていないか、また固定的な性別役割分担意識を助長するような内容になっていないか、DV やセクハラなど人権問題に抵触していないかなど、その表現について注意を払った。	79	21	0	0	63	38	0	0
計	71	24	4	1	60	38	1	1

(3)事業ごと評価一覧

【再掲項目】

No	男女共同参画事業名	担当課	具体的な実施内容	一次評価	二次評価	H29二次
16	メディア・リテラシー(メディアを読み解く力)向上のための支援	男女共同参画課	【重点項目1に掲載】	A	A	A

【当該項目】

No	男女共同参画事業名	担当課	具体的な実施内容	一次評価	二次評価	H29二次
112	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)についての知識の普及	男女共同参画課	リプロダクティブ・ヘルス・ライツについての県主催の研修会に参加し、啓発に努める。	N	N	A
113	健康管理に関する情報の提供	健康増進課	1.健康教室及び健康セミナーを開催する。 2.広報紙に健康生活をテーマとした記事を掲載する。	A	A	A
114	学校教育における健康教室の実施	保健体育課	保健体育教科における保健分野の指導の充実を図る。	A	A	A
115	女性の生涯を通じた健康診査・指導の推進	健康増進課	母子健康手帳交付時の個別相談、妊婦健康診査の受診、子宮頸がん検診、乳がん検診、骨粗しょう症検診、女性の健康セミナー、生活習慣病予防訪問指導を実施する。	A	A	A
116	発達段階に応じた性教育の推進	健康増進課	命のふれあい教室(市立中学校2年生全員対象)を実施する。	A	A	A
		保健体育課	小中学校保健体育教科の保健分野「体の発育発達」「心身の発達と心の健康」学習の充実	A		
117	食育の推進	農政課	1.山田中学校で米作り体験の支援を行う。 2.生産者と消費者との交流を図る。	B	A	A
		保健体育課	1.食育推進校を指定する。 2.心を育む食育講演会を開催する。 3.調理員スキルアップ研修会を開催する。	A		
		健康増進課	健康料理教室・親子料理教室・高齢者料理教室・男性料理教室・郷土料理教室など市食生活改善推進員協議会の自主活動を支援する。	B		
118	健康をめぐる問題の相談体制の充実	健康増進課	各保健センターでの相談や糖尿病予防相談、精神保健及び健康増進相談など健康相談を実施する。	A	A	A
119	妊娠・出産期までの一貫したサービスの提供	健康増進課	1.母子健康手帳を交付する。 2.妊婦健康診査を実施する。	A	A	A
120	母子保健活動の推進	健康増進課	1.助産師による訪問指導を実施する。 2.保健師による訪問指導を実施する。	B	B	B

121	「マタニティマーク」の普及	健康増進課	母子健康手帳交付時に「マタニティマーク」ステッカーを同時配布する。	A	A	A
122	不妊治療の経済的負担の軽減	健康増進課	不妊治療費を助成する。（平成30年度から特定不妊治療に至る過程の一環として行う男性不妊治療も助成対象に加わり、助成回数が40歳未満の方は通算6回、40歳以上43歳未満の方は通算3回までとなる。）	A	A	A
123	職場における健康管理の推進	男女共同参画課	県が主催する研修会に参加した。	A	A	A
124	性感染症の予防に関する啓発の実施	健康増進課	広報紙及びホームページに記事を掲載、リーフレット及びポスターを掲示・配布する。	A	A	A
125	HIV／エイズについての発達段階を踏まえた教育・学習の推進	健康増進課	県「HIV 研修会」へ参加する。	N	A	A
		保健体育課	小中学校保健体育教科の保健分野「病気の予防」「健康な生活と疾病の予防」学習の充実	A		
126	薬物乱用防止教育の実施	健康増進課	「不正大麻・けし撲滅運動」に係る啓発ポスターの掲示及びパンフレットの配布を行う。「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金運動への協力を行う。	A	A	A
		保健体育課	小中学校保健体育教科の保健分野「病気の予防」「健康な生活と疾病の予防」学習の充実、各種研修会への積極的参加	A		
127	喫煙・飲酒についての健康被害に関する正確な情報の提供	健康増進課	1.母子健康手帳交付時に、妊婦の喫煙者や飲酒者に対する個別対応を図る。 2.広報紙に喫煙や飲酒に関する記事を掲載する。	A	A	A
		保健体育課	小中学校保健体育教科の保健分野「病気の予防」「健康な生活と疾病の予防」学習の充実	A		
128	職場や公共の場における受動喫煙防止対策の実施	健康増進課	「世界禁煙デー」にちなみ、禁煙や受動喫煙防止についての情報を広報紙や市防災メールを利用し、発信する。	B	B	A
129	自死予防対策の推進	健康増進課	1.ゲートキーパー養成研修を実施する。 2.啓発キャンペーンを実施する。駅前立哨や成人式、自殺対策強化月間にパンフレット・ポケットティッシュ配布 3.ホームページ「心の体温計」を運営する。	A	A	A
		男女共同参画課	県主催の研修会に参加する。	N		
130	性差に応じたがん検診の充実	健康増進課	女性検診を実施する（子宮頸がん、乳がん、骨粗しょう症）。子宮頸がん検診は20～40歳、乳がん検診は40～60歳の対象者のうち、20歳、40歳は無料。また乳がん検診会場で、自己検査法に関するビデオを上映し、啓発を行う。	A	A	A
131	性差に応じた生活習慣病の予防施策の推進	健康増進課	40～70歳のうち5歳節目の年齢に当たる方を対象に骨粗しょう症検診を実施する。	A	A	A

132	検診受診率の向上	健康増進課	1.新20歳の女性、新40歳及歳の男女に受診票を送付する。 2.各種検診の案内時に資料パンフレットを同封して啓発を図る。 3.新40歳すべての検診を無料とする。 4.女性検診実施時、託児サービスを設ける。	A	A	A
133	高齢期の自立した生活のための自立支援策の充実	健康増進課	ロコモ予防教室の実施	A	A	A
		保健体育課	ニューエルダー元気塾を実施する。	A		
134	地域においてスポーツを親しむ環境の整備	保健体育課	スポーツ教室など生涯スポーツ市民講座を実施する。	A	A	A
135	スポーツ指導者の育成	保健体育課	スポーツ少年団指導者等講習会を実施する。	A	A	A
136	総合型地域スポーツクラブにおける高齢者や女性の参加の推進	保健体育課	健康教室など生涯スポーツ市民講座を実施する。	A	A	A
137	母子健康管理指導事項連絡カードの活用促進	健康増進課	母子健康手帳交付時に、有職者に対して母子健康管理指導事項連絡カードを渡し、その活用方法を説明する。	A	A	A
138	メンタルヘルス支援策の推進	健康増進課	地域で発生した精神疾患に関するケースや相談ごとに、地区担当保健師をもって随時対応する。	A	A	A
139	家族経営協定の内容に健康保持・生涯を通じた女性の健康支援に関する項目の設置助言	農政課	家族経営協定を締結する。	N	N	A

(4)未実施事業一覧

No	男女共同参画事業名	担当課	具体的な実施内容	未実施理由
112	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）についての知識の普及	男女共同参画課	リプロダクティブ・ヘルス・ライツについての県主催の研修会に参加し、啓発に努める。	該当する研修会が開催されなかった。但し、市立中学校の3年生を対象とした思春期講座の内容はこの項目に該当し啓発につながった。
125	HIV／エイズについての発達段階を踏まえた教育・学習の推進	健康増進課	県「HIV 研修会」へ参加する。	日程の都合により参加できなかった。
129	自死予防対策の推進	男女共同参画課	県主催の研修会に参加する。	当該の研修についての案内は当課には無く、参加していない。（保健所の主催により年数回開催） 健康増進課から「市自殺対策計画」の策定に当たって意見を求められたので検討して伝達した。
139	家族経営協定の内容に健康保持・生涯を通じた女性の健康支援に関する項目の設置助言	農政課	家族経営協定を締結する。	今年度は該当の事例が無く、できなかった。

(5)三次評価(推進委員会)

平成29年度	心身の健康支援に関する事業については、28年度より6パーセント増加して83%の事業がA評価である。実施状況は引き続き良好かつ改善されている。しかしながら、配慮項目に注目すると、①メンバーの選考への配慮や④男性女性どちらでも利用しやすいような実施環境の整備、⑥アンケート調査や意見交換など男女共同参画の意識についての現状把握など、複数の項目については取り組みの強化が求められ、配慮の徹底に努める。
平成30年度(案)	心身の健康支援に関する事業については、昨年度より5パーセント減少して78%の事業がA評価である。今後向上できるよう、検討が必要である。配慮項目でもA評価が減少しており、①メンバーの選考への配慮や④男性女性どちらでも利用しやすいような実施環境の整備、⑧事業広報の際の注意など、複数の項目については、特に取り組みの強化が求められ、配慮の徹底に努める。

(6)外部評価(審議会)

平成29年度	1. 食生活、健康と食育の重要性を鑑み、事業に取組んでいただきたい。 2. 各年代層向けの事業が幅広く実施されているが、メンタルヘルスケアに必要とされるセルフケアについてなど、自分自身を振り返ることのできる機会を提供していただきたい。
平成30年度	総括意見のとおり。

【重点項目5】生活上の困難や課題をかかえる人々が安心して暮らせるための男女共同参画の視点に立った環境の整備

30年度は29年度よりも、A評価の事業は2パーセント減少して94%となっています。未実施事業につきましては、29年度、30年度は0事業となっております。

(1)一次評価件数及び割合

重点項目5		A	B	C	D	未実施	計
H28	件数	48	3	0	0	1	52
	割合	92%	6%	0%	0%	2%	-
H29	件数	52	2	0	0	0	54
	割合	96%	4%	0%	0%	0%	-
H30	件数	50	3	0	0	0	53
	割合	94%	6%	0%	0%	0%	-

(2)配慮項目ごとの評価割合

配慮項目　※数値はパーセント	H29				H30			
	A	B	C	D	A	B	C	D
①審議会や関係機関との協議など事業に関する意思決定するときのメンバー選考については、性別に限らず、多様なメンバーで構成されるよう努めた。	88	12	0	0	88	10	3	0
②事業を実施するときには、近年の家族形態や生活スタイルの多様化を考慮した。	93	7	0	0	93	7	0	0
③事業を実施するときには、性別に対する固定観念が反映されないよう、また性別に基づく偏見を助長することがないように注意を払った。(性別に対する固定概念とは、「男性だから〇〇」「女性だから△△」など性別を基準とした考え方のこと。)	95	5	0	0	93	7	0	0
④事業を実施するときには、男性女性どちらでも利用しやすいような実施環境(日時や託児、情報提供など)を整えた。	86	14	0	0	86	14	0	0
⑤事業の対象者に対して、市や県、関係機関などが実施する男女共同参画についての研修や男女共同参画に関する事業などへの参加を促した。	67	0	33	0	67	0	33	0
⑥事業の対象者に対して、アンケート調査や意見交換などを行い、男女共同参画の意識についての現状把握を行った。	57	14	14	14	71	14	0	14
⑦事業の実施に関わる外部の人材や委託先に対して、男女共同参画の推進に影響を及ぼす事項については配慮を行うよう要請した。	67	33	0	0	75	25	0	0
⑧事業を広報するとき(案内文書や資料を作成するとき、また広報紙やホームページを作成するときなど)は、性別による固定観念が含まれていないか、また固定的な性別役割分担意識を助長するような内容になっていないか、DV やセクハラなど人権問題に抵触していないかなど、その表現について注意を払った。	86	14	0	0	92	8	0	0
計	88	10	1	0	90	9	1	0

(3)事業ごと評価一覧

【再掲項目】

No	男女共同参画事業名	担当課	具体的な実施内容	一次評価	二次評価	H29二次
1	男女共同参画社会づくりに向けた広報・啓発活動の推進	男女共同参画課	【重点項目1に掲載】	A	A	A
5	教職員、幼稚園教諭、保育士等教育に携わる人への研修	学校教育課	【重点項目1に掲載】	A	A	A
		子育て支援課	【重点項目1に掲載】	A		
		男女共同参画課	【重点項目1に掲載】	A		
6	人権教育・学習の推進	学校教育課	【重点項目1に掲載】	A	A	A
		社会教育課	【重点項目1に掲載】	A		
		男女共同参画課	【重点項目1に掲載】	A		
21	市が開催する講座等での一時保育の実施	子育て支援課	【重点項目1に掲載】	A	A	A
		社会教育課	【重点項目1に掲載】	A		
		図書館	【重点項目1に掲載】	A		
		総務課	【重点項目1に掲載】	A		
		健康増進課	【重点項目1に掲載】	A		
		男女共同参画課	【重点項目1に掲載】	A		

【当該項目】

No	男女共同参画事業名	担当課	具体的な実施内容	一次評価	二次評価	H29二次
140	多様な保育サービスの充実	子育て支援課	1.延長保育事業や障害児保育事業、休日保育事業、一時保育促進事業、病児保育事業を実施する。 2.病児保育事業について、児童の病気の程度に合わせた利用が可能となるよう、病児・病後児保育事業に整備	A	A	A
141	放課後児童対策の実施	子育て支援課	保護者が就労等により、日中家庭にいない小学生の児童に対し、授業の終了後に児童福祉施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えることにより、児童の健全育成を図る。	A	A	A
142	地域子育て支援センター事業	子育て支援課	子育て親子の交流や相談等を促進する子育て支援拠点として設置。市内保育所4ヶ所と社会福祉協議会へ2ヶ所(あいあいとかじきっず)を委託する。	A	A	A
143	ママ・サポート事業	健康増進課	産後うつの状態が疑われる産婦に対して、助産師による訪問指導を実施する。	A	A	A

144	ファミリーサポートセンター事業	子育て支援課	育児の援助を受けたい人と育児の援助をしたい人が会員となり、育児を助け合う会員組織による子育て支援を行う事業を実施する。（社会福祉協議会に委託）	A	A	A
145	子育てに関する相談の実施	子育て支援課	イオン東街区ゆめみらい保育園あいらの一角に子育てコンシェルジュを配置。土曜日、日曜日、月曜日の、休日を中心に配置を行う。気軽に相談のできる場として、子育ての拠点のひとつを担う。	A	A	A
		社会教育課	家庭教育サポーターによる家庭教育学級（子育てサロン）の充実を図る。学校との連携・協働により、SCやSSWとの相談体制を強化する。	A		
		健康増進課	乳幼児検診や母子相談で子育てに関する相談を実施。	B		
		男女共同参画課	保健福祉部、教育委員会と連携をし、相談員が多様な問題に対し、支援を行う。	A		
146	子育て便利帳等子育てに関する情報提供の充実	子育て支援課	子育て便利帳を発行する。またイオンタウン姶良東街区配置の子育てコンシェルジュにて情報提供の場を整備する。（設置場所:子育て支援センター・保育所・パスポート協賛店・行政窓口・母子保健推進員訪問等で配布する。）	A	A	A
147	育児休業法の周知	商工観光課	ふるさとハローワークを通じて情報提供を行う。	A	A	A
		男女共同参画課	県主催の研修会に参加する。	A		
148	民生委員・児童委員活動の推進	社会福祉課	子どもたちへの声かけなどを行い、また、医療や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、失業や経済的困窮による生活上の心配ごとなど、さまざまな相談に応じ、相談内容によって必要な支援が受けられるよう、地域の専門機関と連携する。また情報を共有するために、主任児童委員研究会を行い、より地域の実情を把握して行動する。	A	A	A
149	子育て支援に関する情報発信・情報提供の体制整備	子育て支援課	子育て便利帳を発行する（設置場所：子育て支援センター・保育所・パスポート協賛店・行政窓口・母子保健推進員訪問等で配布。）。またイオンタウン姶良東街区において、子育てコンシェルジュ（子育てに関する相談員）の配置を実施する。	A	A	A
		男女共同参画課	子育て便利帳が継続的に発行されている。	A		
150	地域での見守りネットワークづくりの推進	健康増進課	保健師による訪問活動を実施する。	A	A	A
		社会福祉課	（在宅福祉アドバイザーなど）年間を通して担当する区域において高齢者や障がいのある方の定期的な安否確認や見守り、子どもたちへの声かけなどを行い、また、医療や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、失業や経済的困窮による生活上の心配ごと、女性の地域	A		

			活動参画等、さまざまな相談に応じ、相談内容によって必要な支援が受けられるよう、地域の専門機関と連携する。			
151	多様な生活形態・多様な家族形態を包含する地域コミュニティの構築	地域政策課	多種な生活形態・多様な家族形態を包含する地域コミュニティのために、これまでの各地域の歴史や風土を踏まえ、あらゆる地域組織から構成し、地域の独自性を持った「校区コミュニティ協議会」を運営する。	B	B	B
152	障がいのある人の生活の安定と自立を支えるためのあらゆる施策への男女共同参画の視点の導入	長寿・障害福祉課	1.障害者総合支援法等に基づく障害福祉サービス、自立支援医療費、重度心身障害者医療費助成等を行う。 2.地域自立支援協議会、同専門部会などを開催する。	A	A	A
153	子育てにともなう経済的負担の軽減	教育総務課	県育英財団の高等学校等奨学生予約募集の周知を行う。市育英奨学生を募集する。	A	A	A
		子ども政策課	母子寡婦福祉資金貸付の際に、他制度の貸付についても照会案内を行う。	A		
154	子ども医療費助成事業	子ども政策課	子育て世帯の経済的負担軽減と子どもの健康維持を図るため、中学校を卒業するまでの期間、保険診察による医療費の自己負担額の助成を行う。	A	A	A
155	ひとり親家庭に対する保育所への優先入所	子育て支援課	保育所入所選考において、母子父子家庭は指数調整による加算を設け、優先的に入所できるよう配慮する。	A	A	A
156	スクーリング・サポート事業	学校教育課	1.適応指導教室（ふれあい教室）を姶良公民館、加治木総合支所に開設する。 2.不登校児童生徒の適応指導の在り方について調査研究を行う。 3.「ふれあい教室」への通室をとおして、学校・家庭・地域社会との連携を構築し、社会的自立ができるように努める。	A	A	A
157	交流の場としての公園の整備	都市計画課	公園を設計する段階で地域の実情や利用形態など地域住民からの意見を取り入れ子どもから高齢者まで利用しやすい公園づくりを行う。	A	A	A
158	高齢期を見据えた若年期からのライフプランニングに関する広報・啓発	税務課	市内の小・中学校の児童・生徒を対象に、税に対する理解を醸成するため、各学校で出前講座を実施する。	A	A	A
159	各種相談窓口の環境整備	子育て支援課	イオン東街区ゆめみらい保育園あいらの一角に子育てコンシェルジュを配置。土曜日、日曜日、月曜日の、休日を中心に配置を行う。気軽に相談できる場として、子育ての拠点のひとつを担う。	A	A	A
		社会福祉課	生活困窮者相談窓口の充実化を図り、生活保護受給に陥らない、適切な相談事業を行うと共に、相談者の秘密を守り、継続的な支援体制を構築する。	A		
		男女共同参画課	専門の女性相談員が姶良庁舎で月曜日から金曜日ま	A		

			で対応した。加治木総合支所、蒲生総合支所に関しては、事前予約制とし、要望があった場合対応した。			
160	リサイクルの推進	生活環境課	リサイクルショップの利用などでごみ減量が図られることについて広報紙に掲載する。市内の資源物集荷所の開設と衣類の収集を継続する。	A	A	A
161	虐待防止ネットワークの確立	子ども政策課	虐待等の情報提供の際は、各関係機関と情報を共有し、場合によってはケース会議等を開き対応する。	A	A	A
		男女共同参画課	関係機関が開催する会議で情報の共有を行い、連携の体制作りに努める。	A		
		長寿・障害福祉課	1.各々の事例について、担当者会議(ケース会議)を開催し、対応策を協議し、支援につなげる。 2.権利擁護事業として、高齢者虐待防止及び早期発見のためのパンフレットをカウンターへ配置する。 3.司法機関、警察署、介護事業所、民生委員、自治会長、社会福祉協議会、介護事業者、庁内関係部署等、ケースに応じてあらゆる機関等と連携を図り対応する。	A		
162	高齢者の社会参加活動に関する広報・啓発	社会福祉課	社会福祉協議会の実施する高齢者サロン及び地域行事への参加を通じ、社会参加の機会について、個々人の意向に配慮しつつ、広報・啓発に努める。	A	A	A
		長寿・障害福祉課	高齢者の積極的な社会参加と介護予防を進めるため、介護施設などでボランティア活動に参加する介護予防・健康増進活動評価ポイント(ボランティアポイント)を実施する。	A		
163	シルバー人材センターの支援	長寿・障害福祉課	1.技術・技能・施設管理・事務・一般作業・サービス等の幅広い業務を受注する。 2.環境美化、子どもとのふれあい、耕作放棄地の活用等、新たな取組も行う。 3.「シルバーの日」にボランティア活動(地域清掃活動)を行う。	A	A	A
164	老人クラブ活動への支援	長寿・障害福祉課	高齢者の健康と生きがいづくり、仲間作り等を目的に、各種活動を行っている単位老人クラブ及び老人クラブ連合会への活動・事業の補助を行う。	A	A	A
165	消費生活についての啓発・教育	男女共同参画課	1.相談員に女性を配置し、男女問わず相談しやすい体制を整える。 2.出前講座を各地で開催し、消費問題を身近に感じてもらい、普及啓発に努める。 3.JAあいら女性部、母子寡婦福祉会において「消費生活出前講座」を実施する。	A	A	A
166	包括的・継続的ケアマネジメント事業	長寿・障害福祉課	医療機関・介護保険施設等との連携や介護支援専門員に対する個別支援の実施、介護予防ケアマネジメン	A	A	A

			ト点検を実施する。また主任介護支援専門員連絡会の開催や介護支援専門員等研修会への参加、地域ケア会議を開催する。			
167	多様な介護サービスの提供	長寿･障害福祉課	1.インフォーマルサービス一覧表を作成する。 2.地域支え合い体制づくり事業により、認知症の人と家族介護者を支援するための徘徊模擬訓練を実施する。 3.認知症の人と家族介護者を支援するための認知症サポーター養成講座を開催する。	A	A	A
168	緊急通報体制等整備事業	長寿･障害福祉課	高齢者の急病及び災害時に対応するための緊急通報装置を貸与することにより、不安を解消し、住み慣れた地域での在宅生活を支援する。	A	A	A
169	外国人が安心して暮らせる環境の整備	企画政策課	市内国際交流協会へ、男女共同参画の視点を踏まえた事業実施を行うよう助言する。	B	B	A
170	家庭介護者の介護負担の軽減	長寿･障害福祉課	1. 総合相談支援事業を実施する。また地域包括支援センターに所属する社会福祉士、保健師、主任介護支援専門等による介護･福祉･医療･権利擁護等の相談の対応を行う。 2. .認知症サポーター養成講座により、認知症の方々の介護方法の学習及び介護者のストレス解消のための支援を行う。 3..家族介護支援事業により、介護者の経済的支援のため、紙おむつの必要な方に支給する。	A	A	A
171	コミュニティバスの利用促進	地域政策課	市地域公共交通会議を実施し、乗合バス輸送等に係る生活交通の維持･確保及び新たなシステムの方策について検討･協議を行う。	A	A	A
172	要援護者ネットワークの整備	危機管理課	要配慮者のうち避難時に支援が必要な者を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するため、関係各課と協議を重ねる。	A	A	A
		社会福祉課	高齢者や障がいのある方の定期的な安否確認や見守りを通じて、要援護者の把握に努める。	A		
		長寿･障害福祉課	在宅福祉アドバイザーを地域の核として、民生委員と連携を図りながら、高齢者や障害者に対し、声かけや見守り活動を行う。	A		
173	男女共同参画の視点に立った地域防災計画の推進	危機管理課	1.女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営に努める。 2.男女共同参画の視点に立った事業にも取り組む。	A	A	A
174	子育てグループの活動の支援	社会教育課	子育て手帳や子育てリーフレットなどの情報提供や活用啓発を行う。家庭教育学級において、家庭教育サポーターによる子育てサロンを実施する。	A	A	A

		子育て支援課	子育て便利帳へ子育てサロン実施会場の掲載をする。	A		
175	バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した公共施設・道路整備	社会教育課	関係施設においてバリアフリー、ユニバーサルデザインの視点に立った上で、計画的に修繕を行う。	A	A	A
		男女共同参画課	公共の施設を作る際、男女共同参画の視点に基づき配慮した計画を立てるように担当部署へ周知する。	A		
		保険年金課	北山診療所において、高齢者等の診察に支障が無いよう、スロープの設置による段差の解消や手摺の設置などバリアフリー設計としている。また、施設内での移動が安全にスムーズに行われるよう歩行補助機を配備している。	A		

(4)未実施事業一覧

平成30年度はなし。

(5)三次評価(推進委員会)

平成29年度	環境の整備に関する事業については、28年度より4パーセント増加して96%の事業がA評価であり、実施状況は引き続き良好である。しかしながら、配慮項目に注目すると、⑤男女共同参画に関する事業への参加促進の項目や、⑥アンケート調査や意見交換など男女共同参画の意識についての現状把握に関する項目、⑦事業の実施に関わる外部の人材や委託先に対しての配慮要請など、複数の項目については取り組みの強化が求められ、配慮の徹底に努める。
平成30年度(案)	環境の整備に関する事業については94%の事業がA評価であり、良好な実施状況を維持している。配慮項目では、⑤男女共同参画に関する事業への参加促進の項目については取り組みの強化が求められるものの、多くの項目で数値が改善されている。引き続き配慮の徹底に努める。

(6)外部評価(審議会)

平成29年度	1. 制度の狭間にいる方々の課題を抽出することにより、困難や課題に対してどのように対応していくかを考えていく取組みを進めていただきたい。 2. 地域資源の連携に向けた取組みを進めていただきたい。
平成30年度	姶良市内でも工場などに勤める外国人の方々が多くなったように見受けられます。日本での暮らしで困った事などを相談できる環境整備を図ってください。

【重点項目6】仕事と生活の調和を図るための男女共同参画の視点に立った環境の整備

30年度は29年度よりも、A評価の事業は4パーセント減少して73%となっています。未実施事業につきましては、29年度は5事業、30年度は6事業となっております。

(1)一次評価件数及び割合

重点項目 6		A	B	C	D	未実施	計
H28	件数	15	6	0	0	4	25
	割合	60%	24%	0%	0%	16%	-
H29	件数	20	1	0	0	5	26
	割合	77%	4%	0%	0%	19%	-
H30	件数	19	1	0	0	6	26
	割合	73%	4%	0%	0%	23%	-

(2)配慮項目ごとの評価割合

配慮項目　※数値はパーセント	H29				H30			
	A	B	C	D	A	B	C	D
①審議会や関係機関との協議など事業に関する意思決定するときのメンバー選考については、性別に限らず、多様なメンバーで構成されるよう努めた。	87	7	0	7	79	21	0	0
②事業を実施するときには、近年の家族形態や生活スタイルの多様化を考慮した。	95	0	0	5	95	0	5	0
③事業を実施するときには、性別に対する固定観念が反映されないよう、また性別に基づく偏見を助長することがないように注意を払った。(性別に対する固定概念とは、「男性だから〇〇」「女性だから△△」など性別を基準とした考え方のこと。)	95	5	0	0	85	15	0	0
④事業を実施するときには、男性女性どちらでも利用しやすいような実施環境(日時や託児、情報提供など)を整えた。	100	0	0	0	100	0	0	0
⑤事業の対象者に対して、市や県、関係機関などが実施する男女共同参画についての研修や男女共同参画に関する事業などへの参加を促した。	100	0	0	0	100	0	0	0
⑥事業の対象者に対して、アンケート調査や意見交換などを行い、男女共同参画の意識についての現状把握を行った。	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦事業の実施に関わる外部の人材や委託先に対して、男女共同参画の推進に影響を及ぼす事項については配慮を行うよう要請した。	100	0	0	0	100	0	0	0
⑧事業を広報するとき(案内文書や資料を作成するとき、また広報紙やホームページを作成するときなど)は、性別による固定観念が含まれていないか、また固定的な性別役割分担意識を助長するような内容になっていないか、DV やセクハラなど人権問題に抵触していないかなど、その表現について注意を払った。	86	14	0	0	80	20	0	0
計	92	6	0	2	86	13	1	0

(3)事業ごと評価一覧

【再掲】

No	男女共同参画事業名	担当課	具体的な実施内容	一次評価	二次評価	H29二次
1	男女共同参画社会づくりに向けた広報・啓発活動の推進	男女共同参画課	【重点項目1に掲載】	A	A	A
6	人権教育・学習の推進	学校教育課	【重点項目1に掲載】	A	A	A
		社会教育課	【重点項目1に掲載】	A		
		男女共同参画課	【重点項目1に掲載】	A		
15	キャリア教育への男女共同参画の視点の導入	学校教育課	【重点項目1に掲載】	A	A	A
		男女共同参画課	【重点項目1に掲載】	A		
18	租税教育への男女共同参画の視点の導入	税務課	【重点項目1に掲載】	A	A	A

【当該項目】

No	男女共同参画事業名	担当課	具体的な実施内容	一次評価	二次評価	H29二次
176	「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)についての広報・啓発活動の推進	男女共同参画課	広報紙にワーク・ライフ・バランスについての記事を掲載し、働き方について問題提起を行う。	A	A	A
177	男性の育児休暇・介護休暇取得の促進	総務課	該当する職員への「市子育てハンドブック」の周知を行う。	A	A	A
		男女共同参画課	県主催の研修会に参加する。	A		
178	仕事と家庭の両立ができる誰もが働きやすい環境をつくるため事業所等に対する情報提供	商工観光課	性別や生活形態、家族形態にかかわらず、誰もが働きやすい環境を整備することで、多様で活力ある企業活動が図られることなど、事業所に対する情報提供を行います。	A	A	A
179	家族経営協定の締結の促進	農政課	家族経営協定を締結する。	N	N	A
180	メンター制度の確立に向けた調査・研究	総務課	新規採用職員研修のカリキュラムに、先輩職員を講師とした、本人の経験に基づくワーク・ライフ・バランスについての説明を盛り込む。	N	N	A
181	マザーズハローワーク事業の推進	商工観光課	ふるさとハローワークにおいて情報提供等を行う。	A	A	A
182	妊娠・出産する女性の就業機会の確保	男女共同参画課	広報紙やホームページに記事を掲載し、啓発を行う。	A	A	A
183	男女雇用機会均等法に基づく女性労働者の母性保護及び母性の健康管理についての周知徹底	男女共同参画課	(事業の内容) 均等法は、妊産婦が保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保するように事業主に義務づけることを事業所に周知するとともに、働く女性の母性健康管理体制の制度の周知を行います。また、相談、情報提供体制の充実を図ります。	N	N	N

184	コミュニティ･ビジネス等起業活動に関する支援	男女共同参画課	（事業の内容） コミュニティ･ビジネスは、特に、働く場や働き方が限られる子育て中の女性にとって、主体的に働き方を選択できる選択肢のひとつであることから、コミュニティ･ビジネスや起業に関して、情報提供等の支援を行います。	N	N	N
		農政課	女性農業者団体を対象とした研修等を実施する。	N		
185	新規就農者への男女共同参画の視点を踏まえた支援の充実	農政課	女性の新規就農希望者の就農相談に対して、男女共同参画に視点に立った就農支援及び啓発を行う。	A	A	A
186	農業者年金の加入促進など社会保障制度の周知	農業委員会	女性農業委員の農業者年金加入推進研修会へ参加する。.農業者年金の周知や加入促進などのためパンフレットを配布する。若い農業者への農業者年金啓発活動を行う。（農業委員による個別訪問）	A	A	A
		農政課	農林業労働者災害共済制度の周知及び加入促進を行う。	A		
187	パワーハラスメントに関する情報提供	商工観光課	事業所に対して、職場におけるパワーハラスメントの定義を周知するとともに、労働者に対して防止･救済に関する情報を提供します。	A	A	A
		男女共同参画課	広報紙(平成 30 年 7 月号)およびホームページでハラスメントに関する記事を掲載し、情報提供を行った。	A		
188	男女雇用機会均等法等法令、制度の周知	男女共同参画課	県主催の研修会に参加する。	A	A	A
189	「仕事と家庭を考える月間」の周知	男女共同参画課	広報誌にワーク･ライフ･バランスについての記事を掲載し、啓発を行う。	A	A	A
190	男性を対象にした育児への参画のための支援	子育て支援課	子育て支援センターの講習会等へ父親の参加ができるよう、情報提供を行う。	A	A	A
191	男性を対象にした介護への参画のための支援	長寿･障害福祉課	介護についての知識や技術を学ぶ介護教室等の実施に当たっては、男性が参加しやすい日程に配慮します。また、男性が気軽に介護について相談ができる場や機会の提供を拡大します。	N	N	N
192	職業訓練等の情報提供	商工観光課	ふるさとハローワークにおいて情報提供を行う。	A	A	A
193	市役所におけるポジティブ･アクションの推進	消防総務課	女性消防職員を考慮した設備等の維持管理を行う。	A	A	A
		総務課	統一的な評価に基づき役職職員に女性職員を積極的に登用する。	A		
194	事業所等に対するポジティブ･アクションに関する情報提供	男女共同参画課	県主催の研修会に参加する。	A	A	N
195	市役所における「仕事と生活の	総務課	新規採用職員や階層ごとの研修カリキュラムに	A	A	A

	調和」(ワーク・ライフ・バランス)の推進		含まれるワーク・ライフ・バランスについての受講を実施する。また、男性職員による育児休業の取得、ノー残業デーの啓発を行う。			
196	入札に関する評価制度への男女共同参画に関する評価事項の導入推進	工事監査課	入札参加資格登録の際の事業所ランク付けの際、男女共同参画に積極的に取り組んでいる事業所については高く評価する。	B	B	B

(4)未実施事業一覧

No	男女共同参画事業名	担当課	具体的な実施内容	未実施理由
179	家族経営協定の締結の促進	農政課	家族経営協定を締結する。	該当する事例がなく、できなかった。
180	メンター制度の確立に向けた調査・研究	総務課	新規採用職員研修のカリキュラムに、先輩職員を講師とした、本人の経験に基づくワーク・ライフ・バランスについての説明を盛り込む。	研修日程の都合で実施できなかった。
183	男女雇用機会均等法に基づく女性労働者の母性保護及び母性の健康管理についての周知徹底	男女共同参画課	(事業の内容)均等法は、妊産婦が保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保するように事業主に義務づけることを事業所に周知するとともに、働く女性の母性健康管理体制の制度の周知を行います。また、相談、情報提供体制の充実を図ります。	当該事業については、事業として確立されてなく、実施に至らなかった。ホームページでの継続的な掲載を行えるよう研究する。
184	コミュニティ・ビジネス等起業活動に関する支援	男女共同参画課	(事業の内容) コミュニティ・ビジネスは、特に、働く場や働き方が限られる子育て中の女性にとって、主体的に働き方を選択できる選択肢のひとつであることから、コミュニティ・ビジネスや起業に関して、情報提供等の支援を行います。	当該事業については、事業として具体化せず、実施に至らなかった。
		農政課	女性農業者団体を対象とした研修等を実施する。	該当する事例がなく、できなかった。
191	男性を対象にした介護への参画のための支援	長寿・障害福祉課	介護についての知識や技術を学ぶ介護教室等の実施に当たっては、男性が参加しやすい日程に配慮します。また、男性が気軽に介護について相談ができる場や機会の提供を拡大します。	当該事業については、事業として具体化せず、実施に至らなかった。

(5)三次評価(推進委員会)

平成29年度	環境の整備に関する事業については、28年度より17パーセント増加して77%の事業がA評価である。実施状況は改善されて良好になっている。配慮項目についても、取組が改善されて、配慮されている状況である。事業所に向けた事業など、未実施の事業については、次期計画に向けて実施する事業内容を見直すよう検討する。
平成30年度(案)	環境の整備に関する事業については、30年度は29年度よりも、A評価の事業は4パーセント減少して73%となり、引き続き、改善が必要な状況である。配慮項目では低下した項目も見られ、改善が必要である。女性活躍推進計画も含めた取り組みを求めたい。

(6)外部評価(審議会)

平成29年度	1. 関係機関などと連携して働く環境の改善を進めていただきたい。出前講座の機会を活用して周知を図るほか、経営層への周知も図っていただきたい。 2. 性別に関わらず、介護者支援について、さらに推進していただきたいところではありますが、とりわけ、男性の介護への参画を進めるため、事業の展開を検討していただきたい。
平成30年度	市役所において、基本的なワーク・ライフ・バランスを学ぶ機会、人材育成を組織全体で考え、取り組んでください。 介護については性別にかかわらない問題ではありますが、とりわけ男性介護者への取り組みを考えてください。

【重点項目7】政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

29年度よりも、A評価の事業は13パーセント増加して83%となっています。未実施事業につきましては、29年度は6事業でありましたが、30年度は3事業となっております。

(1)一次評価件数及び割合

重点項目 7		A	B	C	D	未実施	計
H28	件数	17	2	0	0	4	23
	割合	74%	9%	0%	0%	17%	-
H29	件数	16	1	0	0	6	23
	割合	70%	4%	0%	0%	26%	-
H30	件数	19	1	0	0	3	23
	割合	83%	4%	0%	0%	13%	-

(2)配慮項目ごとの評価割合

配慮項目　※数値はパーセント	H29				H30			
	A	B	C	D	A	B	C	D
①審議会や関係機関との協議など事業に関する意思決定するときのメンバー選考については、性別に限らず、多様なメンバーで構成されるよう努めた。	88	13	0	0	89	11	0	0
②事業を実施するときには、近年の家族形態や生活スタイルの多様化を考慮した。	100	0	0	0	100	0	0	0
③事業を実施するときには、性別に対する固定観念が反映されないよう、また性別に基づく偏見を助長することがないように注意を払った。(性別に対する固定概念とは、「男性だから〇〇」「女性だから△△」など性別を基準とした考え方のこと。)	82	18	0	0	84	16	0	0
④事業を実施するときには、男性女性どちらでも利用しやすいような実施環境(日時や託児、情報提供など)を整えた。	50	50	0	0	73	27	0	0
⑤事業の対象者に対して、市や県、関係機関などが実施する男女共同参画についての研修や男女共同参画に関する事業などへの参加を促した。	100	0	0	0	100	0	0	0
⑥事業の対象者に対して、アンケート調査や意見交換などを行い、男女共同参画の意識についての現状把握を行った。	63	38	0	0	50	40	0	10
⑦事業の実施に関わる外部の人材や委託先に対して、男女共同参画の推進に影響を及ぼす事項については配慮を行うよう要請した。	100	0	0	0	100	0	0	0
⑧事業を広報するとき(案内文書や資料を作成するとき、また広報紙やホームページを作成するときなど)は、性別による固定観念が含まれていないか、また固定的な性別役割分担意識を助長するような内容になっていないか、DV やセクハラなど人権問題に抵触していないかなど、その表現について注意を払った。	87	13	0	0	89	11	0	0
計	78	22	0	0	80	18	0	2

(3)事業ごと評価一覧

【再掲項目】

No	男女共同参画事業名	担当課	具体的な実施内容	一次評価	二次評価	H29二次
1	男女共同参画社会づくりに向けた広報・啓発活動の推進	男女共同参画課	【重点項目1に掲載】	A	A	A
10	市職員研修の実施	総務課	【重点項目1に掲載】	A	A	A
20	各種講座・事業等の開催日時の配慮	子育て支援課	【重点項目1に掲載】	A	A	A
		社会教育課	【重点項目1に掲載】	A		
		男女共同参画課	【重点項目1に掲載】	A		
		保険年金課	【重点項目1に掲載】	A		
179	家族経営協定の締結の促進	農政課	【重点項目6に掲載】	N	N	A
180	メンター制度の確立に向けた調査・研究	総務課	【重点項目6に掲載】	N	N	A

【当該項目】

No	男女共同参画事業名	担当課	具体的な実施内容	一次評価	二次評価	H29二次
197	女性のためのエンパワメント研修の実施	男女共同参画課	他市で開催される研修会に参加し、情報収集を行う。市男女共同参画推進講座でエンパワーメントに関するテーマを掲げ、実施する。	A	A	A
198	審議会委員等への女性の参画の拡大	教育総務課	教育委員会外部評価委員会 教育に関する事務の管理及び執行状況について、点検及び評価を行い、その結果を議会に報告し公表する。平成30年度は2回開催し、委員5人のうち2人は女性である。	A	A	A
		行政管理課	指定管理候補者を選定するため、有識者、市民代表及び市職員で構成する指定管理候補者選定等委員会を設置した。(市民代表委員枠4名の内訳が男性1名、女性3名であった。)	A		
		子育て支援課	子ども・子育て会議委員の選定において、2:3で女性委員の割合が高い会議の運営を行っている。また開催時間に関しても就労している委員の出席がしやすいよう夜間の開催をしている。	A		
		社会教育課	条例委員等の委嘱に当って、女性の参画拡大に努めた。 ○社会教育委員…15人中10人　○公民館運営審議会委員…15人中8人○文化財保護審議会委員…8人中1人　○歴史民俗資料館・加治木郷土館運営協議会委員…7人中2人○椋鳩	A		

			十文学記念館専門委員･･･5人中2人　○スターランドAIRA運営協議会委員･･･6人中1人			
		男女共同参画課	男女共同参画審議会の改選により、12人中男性6名女性6名とした。	A		
		図書館	図書館協議会等意思決定機関での女性の参画拡大に努める。（9名中6名）	A		
		都市計画課	都市計画審議会等意思決定機関での女性の参画拡大に努める。（13名中2名が女性2回実施）	B		
		保険年金課	市国民健康保険運営協議会を2回開催した。（12名中3名）	A		
199	各種団体への女性の参画拡大の支援	男女共同参画課	他市で開催される研修会に参加し、情報収集を行った。市男女共同参画推進講座でエンパワーメントに関するテーマを掲げ、実施した。	A	A	A
200	女性の人材リストの整備	男女共同参画課	各課所管の審議会･委員会の女性の名簿を提出してもらい、整備を行う。	N	N	N
201	学校教育･社会教育の場における役員等への女性の参画の促進	学校教育課	1.協働で子育て･人づくりを進めるPTA活動の充実 2.各種委員会等への女性委員の登用促進	A	A	A
		社会教育課	社会教育関係団体の会合の中で、女性役員の参画について働きかけを行う。	A		
202	審議会等委員の公募制の導入	子育て支援課	子ども子育て会議については、役職は条例で定められているため、公募は行っていない。	N	A	A
		男女共同参画課	審議会委員等意思決定機関に公募制を導入する。（平成30年度の改選でも2名の委員を公募した）	A		
		保険年金課	国保運営協議会委員の改選に伴い、関係機関へ委員の推薦を依頼する。	A		
203	地域における方針決定過程への女性の参画の拡大	男女共同参画課	市が主催する男女共同参画推進講座の開催を周知し、意欲ある女性に研修する場を設ける。	A	A	A
204	農業関係分野における女性の参画の拡大	農業委員会	県女性農業委員の会総会･研修会、姶良･伊佐地区女性農業委員の会研修会へ参加する。	A	A	A
		農政課	市農業再生協議会会員に女性農業者団体と女性農業経営士の代表者を登用する。	A		
205	女性の新規就農への支援	農政課	女性の新規就農希望者の就農相談に対して、男女共同参画に視点に立った就農支援及び啓発を行う。	A	A	A
206	コミュニティビジネス等における女性の参画拡大	男女共同参画課	（事業の内容）地域経済の活性化に果たす男女共同参画の視点の重要性を踏まえ、コミュニティビジネス等における女性の参画を支援します。	N	N	N

207	防災分野における女性の参画の拡大	消防警防課	女性消防団として、防災・防火思想の高揚に努めるとともに、HUG等訓練に参加し、女性特有の観点から災害時における避難所運営に参画できるよう取り組む。また、救急救命講習など女性視点での啓発活動に取り組む。	A	A	A
		危機管理課	市防災会議の委員に、男女共同参画推進委員の会長を委嘱し、市地域防災計画に女性の意見を反映させるなど、防災分野における女性の参画の拡大に努める。	A		

(4)未実施事業一覧

No	男女共同参画事業名 事業概要	担当課	具体的な実施内容	未実施理由
200	女性の人材リストの整備	男女共同参画課	各課所管の審議会・委員会の女性の名簿を提出してもらい、整備を行う。	リストとしては整備していないが、相談があれば役職員名簿や広報記事をもとに紹介している。
202	審議会等委員の公募制の導入	子育て支援課	(事業の内容)審議会委員等の公募制を取り入れ、委員の重複を避け、幅広い分野からの積極的な参画を図ります。	役職は条例に定められているため、公募の枠は無かった。
206	コミュニティビジネス等における女性の参画拡大	男女共同参画課	(事業の内容)地域経済の活性化に果たす男女共同参画の視点の重要性を踏まえ、コミュニティビジネス等における女性の参画を支援します。	当該事業については、事業として具体化せず、実施に至らなかった。

(5)三次評価(推進委員会)

平成29年度	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に関する事業については、28年度より4パーセント減少して70%の事業がA評価であるが、引き続きおおむね良好な実施状況である。配慮項目については④男性女性どちらでも利用しやすいような実施環境の整備、⑥アンケート調査や意見交換など男女共同参画の意識についての現状把握など、複数の項目については取り組みの強化が求められ、配慮の徹底に努める。女性の人材リストの整備事業など、未実施の事業については、次期計画に向けて実施する事業内容を見直すよう検討する。
平成30年度(案)	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に関する事業については、昨年度より13パーセント増加して83%の事業がA評価であり実施状況は改善している。配慮項目については⑥アンケート調査や意見交換など男女共同参画の意識についての現状把握については取り組みの強化が求められるものの、多くの項目で改善している。引き続き配慮の徹底に努める。

(6)外部評価(審議会)

平成29年度	1. 女性の審議会等への参画率の向上を図るために、問題意識を持っている方へ向け、どのようなものに参画して欲しいかを明示して、特に、今まで女性の参画が無かった分野は内容を詳細に説明する機会を作っていただきたい。
平成30年度	総括意見のとおり。

【重点項目8】男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の推進

A評価の事業は前年度同様の64%となっています。未実施事業につきましては、29年度と同じく、30年度は4事業、事業中止が2事業となっております。

（1）一次評価件数及び割合

重点項目 8		A	B	C	D	未実施	計
H28	件数	10	1	0	0	3	14
	割合	71%	7%	0%	0%	21%	－
H29	件数	9	1	0	0	4	14
	割合	64%	7%	0%	0%	29%	－
H30	件数	9	1	0	0	4	14
	割合	64%	7%	0%	0%	29%	－

（2）配慮項目ごとの評価割合

配慮項目　※数値はパーセント	H29				H30			
	A	B	C	D	A	B	C	D
①審議会や関係機関との協議など事業に関する意思決定するときのメンバー選考については、性別に限らず、多様なメンバーで構成されるよう努めた。	89	11	0	0	88	13	0	0
②事業を実施するときには、近年の家族形態や生活スタイルの多様化を考慮した。	90	10	0	0	89	11	0	0
③事業を実施するときには、性別に対する固定観念が反映されないよう、また性別に基づく偏見を助長することがないように注意を払った。（性別に対する固定概念とは、「男性だから〇〇」「女性だから△△」など性別を基準とした考え方のこと。）	91	9	0	0	90	10	0	0
④事業を実施するときには、男性女性どちらでも利用しやすいような実施環境（日時や託児、情報提供など）を整えた。	100	0	0	0	100	0	0	0
⑤事業の対象者に対して、市や県、関係機関などが実施する男女共同参画についての研修や男女共同参画に関する事業などへの参加を促した。	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥事業の対象者に対して、アンケート調査や意見交換などを行い、男女共同参画の意識についての現状把握を行った。	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦事業の実施に関わる外部の人材や委託先に対して、男女共同参画の推進に影響を及ぼす事項については配慮を行うよう要請した。	100	0	0	0	100	0	0	0
⑧事業を広報するとき（案内文書や資料を作成するとき、また広報紙やホームページを作成するときなど）は、性別による固定観念が含まれていないか、また固定的な性別役割分担意識を助長するような内容になっていないか、DVやセクハラなど人権問題に抵触していないかなど、その表現について注意を払った。	78	11	0	11	88	13	0	0
計	88	10	0	2	89	11	0	0

(3)事業ごと評価一覧

【再掲項目】

No	男女共同参画事業名	担当課	具体的な実施内容	一次評価	二次評価	H29二次
1	男女共同参画社会づくりに向けた広報・啓発活動の推進	男女共同参画課	【重点項目1に掲載】	A	A	A
2	自治会等、身近な場所での多様な機会をとらえた講座等の開催	男女共同参画課	【重点項目1に掲載】	A	A	A
20	各種講座・事業等の開催日時の配慮	子育て支援課	【重点項目1に掲載】	A	A	A
		社会教育課	【重点項目1に掲載】	A		
		男女共同参画課	【重点項目1に掲載】	A		
		保険年金課	【重点項目1に掲載】	A		
51	地域のあらゆる主体における防犯活動・地域安全活動の推進	社会教育課	【重点項目1に掲載】	A	A	A
		男女共同参画課	【重点項目1に掲載】	A		
151	多様な生活形態・多様な家族形態を包含する地域コミュニティの構築	地域政策課	【重点項目5に掲載】	B	B	B

【当該項目】

No	男女共同参画事業名	担当課	具体的な実施内容	一次評価	二次評価	H29二次
208	男性の地域活動参画への支援	男女共同参画課	(事業の概要)家庭や地域において、男性がいきいきと円滑に参画するための講座を行います。その際、地域活動の活性化を図るため、「協働」「男女共同参画」の視点を入れた地域づくり研修を実施します。	N	N	N
209	ボランティア活動、NPO 等への参画促進に向けた支援	地域政策課	NPO 法人や各種任意団体等が主体となって実施するイベントや行事等を、広く市民にお知らせするための記事を広報紙へ掲載する。	A	A	A
210	高齢者活動の推進	社会教育課	高齢者と子どもたちが交流する機会を多く設定し、地域の活性化と伝統文化の継承をサポートする。	A	A	A
211	家庭教育を支える地域ネットワークの構築	社会教育課	家庭教育支援を地域全体で行う雰囲気の醸成を図る。市おやじの会連合会との連携により、家庭教育に対する父親のサポートを啓発する。	A	A	A
		男女共同参画課	(事業の概要)家庭教育等における男性の参画を促進し、家庭教育を支える地域のネットワークの構築や地域の活動を担う人材育成の普及を図ります。	N		
212	地域による学校支援事業	社会教育課	学校支援を通して地域と学校の連携・協働を図り、児童生徒の育成を行う。	A	A	A
213	地域活動が行われている場を活用した男女共同参画の推進	男女共同参画課	自治会での役員会に参加し、男女共同参画社会に周知し、関係資料等を配布する。	A	A	A

214	地域活動を行っている団体とのネットワークの構築	地域政策課	NPO 法人からの情報提供及び広報紙への情報の掲載等を行う。（随時掲載）	A	A	A
215	地域活動への多様な人々の参加の促進	男女共同参画課	自治会の役員会の中で、男女共同参画社会についての情報を提供し、性別に関わりなくお互いを尊重し合える組織づくりについて話をする。	A	A	A
216	地域における防災・防火活動の促進	危機管理課	自主防災組織を組織する自治会が、男女共同参画の視点を取り入れた規約等を策定できるよう助言を行う。	A	A	A
217	地域の活性化のための女性による起業、コミュニティビジネスの展開	男女共同参画課	（事業の概要）地域経済の活性化に果たす男女共同参画の視点の重要性を踏まえ、コミュニティビジネス等における女性の参画を支援します。また、都市と農山漁村の交流の推進において、女性は重要な役割をはたしていることから女性の起業活動等を推進します。	N	N	N
		農政課	女性農業者団体を対象とした研修を行う。	N		
218	コミュニティ助成事業の推進	地域政策課	自治会など地域のコミュニティ組織が、地域の連帯感に基づき実施する活動等に対し、直接必要な施設の整備等を支援する。また、活性化と住みよいまちづくりを推進するために、自治会へは自治会活動交付金を、校区コミュニティ協議会へは、校区コミュニティ協議会運営補助金を交付し支援を行う。	B	B	B
219	地域づくり活動の手法を学ぶセミナー	地域政策課	（事業の概要）自治会やコミュニティなど地域を単位とした活動のリーダーに対して、男女共同参画の視点からの地域運営についてのセミナーを実施します。	N	N	N
220	協働による地域づくりを進めるための研修の実施	地域政策課	（事業の概要）多様化する地域課題解決に向けて、行政を始めとするあらゆる主体の協働による地域づくりに向けた、行政職員や住民、NPO、自治会等を対象にした研修を実施します。	N	N	N
221	避難所整備事業	危機管理課	指定避難所の見直しと、新たに指定緊急避難場所を追加し災害時の避難体制の充実を図るとともに、非常用発電機等を避難所に配備する。	A	A	A

(4)未実施事業一覧

No	男女共同参画事業名	担当課	具体的な実施内容	未実施理由
208	男性の地域活動参画への支援	男女共同参画課	（事業の概要）家庭や地域において、男性がいきいきと円滑に参画するための講座を行います。その際、地域活動の活性化を図るため、「協働」「男女共同参画」の視点を入れた地域づくり研修を実施します。	当該事業については、事業として具体化せず、実施に至らなかった。
211	家庭教育を支える地域ネットワークの構築	男女共同参画課	（事業の概要）家庭教育等における男性の参画を促進し、家庭教育を支える地域のネットワークの構築や地域の活動を担う人材育成の普及を図ります。	当該事業については、事業として具体化せず、実施に至らなかった。

217	地域の活性化のための女性による起業、コミュニティビジネスの展開	農政課	（事業の概要）地域経済の活性化に果たす男女共同参画の視点の重要性を踏まえ、コミュニティビジネス等における女性の参画を支援します。また、都市と農山漁村の交流の推進において、女性は重要な役割をはたしていることから女性の起業活動等を推進します。	該当する事例がなく、できなかった。
		男女共同参画課	女性農業者団体を対象とした研修を行う。	当該事業については、事業として具体化せず、実施に至らなかった。
219	地域づくり活動の手法を学ぶセミナー	地域政策課	（事業の概要）自治会やコミュニティなど地域を単位とした活動のリーダーに対して、男女共同参画の視点からの地域運営についてのセミナーを実施します。	平成 27 年度事業中止
220	協働による地域づくりを進めるための研修の実施	地域政策課	（事業の概要）多様化する地域課題解決に向けて、行政を始めとするあらゆる主体の協働による地域づくりに向けた、行政職員や住民、NPO、自治会等を対象にした研修を実施します。	平成 27 年度事業中止

（5）三次評価（推進委員会）

平成29年度	地域づくり活動の推進に関する事業については、28年度より5パーセント減少して64％の事業がＡ評価であり、どちらかというと配慮ができているという状況にとどまり、他の項目と比較しても、評価が低い状況にある。しかしながら、配慮項目については、多くの項目で取組が改善されて、おおむね配慮できている。未実施の事業も含めて、事業担当課と連携して、次期計画に向けて実施する事業内容を見直すよう検討する。
平成30年度（案）	地域づくり活動の推進に関する事業については、29年度と変わらず64％の事業がＡ評価であり、どちらかというと配慮ができているという状況にとどまり、他の項目と比較しても、引き続き評価が低い状況にある。しかしながら、配慮項目については、取組が改善されていたりそれを維持できているなど、おおむね配慮できている。引き続き配慮の徹底に努める。

（6）外部評価（審議会）

平成29年度	1．地域住民、特に地域自治組織の運営に関わる方々への、男女共同参画の視点からの情報提供手段を構築して、個々の持つ男女共同参画に関する知識の更新を進めることにより、地域での男女共同参画が深化できるよう取組んでいただきたい。
平成30年度	総括意見のとおり。

【重点項目9】男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備

29年度と同じく90%の事業が A 評価となっております。未実施事業につきましても、29年度と同じく30年度は1事業となっております。

(1)一次評価件数及び割合

重点項目 9		A	B	C	D	未実施	計
H28	件数	9	0	0	0	1	10
	割合	90%	0%	0%	0%	10%	-
H29	件数	9	0	0	0	1	10
	割合	90%	0%	0%	0%	10%	-
H30	件数	9	0	0	0	1	10
	割合	90%	0%	0%	0%	10%	-

(2)配慮項目ごとの評価割合

配慮項目　※数値はパーセント	H29				H30			
	A	B	C	D	A	B	C	D
①審議会や関係機関との協議など事業に関する意思決定するときのメンバー選考については、性別に限らず、多様なメンバーで構成されるよう努めた。	100	0	0	0	100	0	0	0
②事業を実施するときには、近年の家族形態や生活スタイルの多様化を考慮した。	100	0	0	0	100	0	0	0
③事業を実施するときには、性別に対する固定観念が反映されないよう、また性別に基づく偏見を助長することがないように注意を払った。(性別に対する固定概念とは、「男性だから〇〇」「女性だから△△」など性別を基準とした考え方のこと。)	100	0	0	0	100	0	0	0
④事業を実施するときには、男性女性どちらでも利用しやすいような実施環境(日時や託児、情報提供など)を整えた。	75	25	0	0	100	0	0	0
⑤事業の対象者に対して、市や県、関係機関などが実施する男女共同参画についての研修や男女共同参画に関する事業などへの参加を促した。	100	0	0	0	100	0	0	0
⑥事業の対象者に対して、アンケート調査や意見交換などを行い、男女共同参画の意識についての現状把握を行った。	100	0	0	0	100	0	0	0
⑦事業の実施に関わる外部の人材や委託先に対して、男女共同参画の推進に影響を及ぼす事項については配慮を行うよう要請した。	100	0	0	0	100	0	0	0
⑧事業を広報するとき(案内文書や資料を作成するとき、また広報紙やホームページを作成するときなど)は、性別による固定観念が含まれていないか、また固定的な性別役割分担意識を助長するような内容になっていないか、DV やセクハラなど人権問題に抵触していないかなど、その表現について注意を払った。	100	0	0	0	100	0	0	0
計	97	3	0	0	100	0	0	0

(3)事業ごと評価一覧

No	男女共同参画事業名	担当課	具体的な実施内容	一次評価	二次評価	H29二次
222	国・県・近隣自治体・関係機関等との連携	男女共同参画課	国の男女共同参画週間の期間中、ポスター掲示や広報誌を利用しての周知など啓発活動を行った。県の男女共同参画基礎講座へ参加した。県男女共同参画週間事業の広報を行い、参加した。県の男女共同参画事業への参加や啓発活動を、広報誌やホームページを利用して行った。	A	A	A
223	男女共同参画審議会の機能発揮に係る事務の推進	男女共同参画課	市男女共同参画基本計画の進捗状況についての協議を行うため、男女共同参画審議会を開催した。	A	A	A
224	男女共同参画推進委員会の機能発揮	男女共同参画課	男女共同参画推進委員会を開催した。	A	A	A
225	男女共同参画推進担当課の機能発揮	男女共同参画課	広報紙への男女共同参画に関する記事の掲載や男女共同参画推進講座の開催、県主催の男女共同参画関連講座の周知・広報、女性弁護士による無料法律相談の実施、女性相談の実施など。	A	A	A
226	「男女共同参画基本計画」の着実な進行管理	男女共同参画課	市男女共同参画基本計画の進捗状況調査を実施し、男女共同参画推進委員会で検討後、審議会に諮った。	A	A	A
227	調査研究、情報収集の提供	男女共同参画課	国が実施する市町村における男女共同参画に関する取り組み状況及び女性の公職参加状況調査により、実態把握に努めた。	A	A	A
228	施策の策定等に当たっての配慮	子育て支援課	子ども・子育て支援事業計画策定において、男女共同参画の視点を配慮している。H29から子ども子育て会議にて託児サービスを実施している。	A	A	A
		男女共同参画課	実施計画のヒアリング時、すべての課に対し、男女共同参画の視点での事業実施、計画の立案を依頼する。審議会や委員会への女性の登用について積極的な取り組みを依頼する。	N		
229	男女共同参画に関する人材育成	男女共同参画課	県主催の男女共同参画基礎講座を案内し、学習の場を提供した。市男女共同参画推進講座を実施し、人材育成を行った。	A	A	A
230	申出への対応体制の整備	男女共同参画課	男女共同参画に関する市への苦情について、適切な対応ができる体制づくりを行う。	A	A	A

(4)未実施事業一覧

No	男女共同参画事業名	担当課	具体的な実施内容	未実施理由
228	施策の策定等に当たっての配慮	男女共同参画課	実施計画のヒアリング時、すべての課に対し、男女共同参画の視点での事業実施、計画の立案を依頼する。審議会や委員会への女性の登用について積極的な取り組みを依頼する。	時間的な問題により困難になっているため。すべてのヒアリング時に担当課に対応できていない。配慮を求める文書を配布するなど取り組みを進めたい。

(5)三次評価(推進委員会)

平成29年度	推進体制の整備に関する事業については、90%の事業がA評価であることから、実施状況は良好である。 しかしながら配慮項目に注目すると、男女共同参画に関する事業への参加促進の項目については、取り組みの強化が必要な事業があることから、配慮の徹底に努める。
平成30年度(案)	推進体制の整備に関する事業については、29年度と同じく90%の事業がA評価であり、良好に実施されている。配慮項目についても、取組が改善されて、配慮できている状況である。引き続き配慮の徹底に努める。

(6)外部評価(審議会)

平成29年度	1. 広報紙での情報発信の取組みは、市民にも広く啓発ができることから、今後も継続していただきたい。 個々の記事においても男女共同参画の理念の浸透に配慮をしていただきたい。
平成30年度	総括意見のとおり。

⑥その他意見

外部評価（審議会）

平成29年度	**【各項目共通】** 1. 庁内他部署（教育委員会、商工観光課、地域政策課、農政課など）、庁外他機関（鹿児島労働局、かごしま犯罪被害者支援センターなど）との連携を進めて、適切な支援、事業の実施に取組んでいただきたい。 2. ひとつの事業を複数の課が共同で取組むことが必要であり、縦割りではなく制度に横串を通していくように横断的に取組んでいただきたい。 3. 評価のデータや提言への取組み状況をわかりやすく示していただきたい。また、評価の回答において、「実施評価に対する説明等」欄に施策の効果を高めるためすでに取組んでいる具体的なポジティブアクションや改善の方向がある場合は示していただきたい。
平成30年度	**【総括意見】** 【1. 事業の実施について】 取り組むべき事業については実施を目指してください。 起業やコミュニティビジネスなど、意欲のある市民は多いので、市民のやりたいこと、上がった声をくみ上げ、生かせるような仕組みを作ってください。 男女共同参画の推進に当たっては、県男女共同参画地域推進員ほか地域に居る人材の活用を進めてください。 事業の実施にあたってはPDCAサイクルの確立を推進してください。 【2. 地域・企業への啓発】 地域に根強く残る慣行の見直しについて取り組んでください 男女共同参画を広げるためには、地域・企業への啓発は欠かせないものでありますが、出前講座（お届けセミナー）の実施の要望が少ないようです。実施に向けて、広報を進めるほか、取り組みやすい具体的なメニューを提供するよう取り組んでください。

平成 30 年度
男女共同参画基本計画事業実施状況報告書
■発行年月／令和2年3月
■発　行／姶良市
■編　集／市民生活部男女共同参画課
鹿児島県姶良市宮島町25番地
TEL0995-66-3111 FAX 0995-66-4501